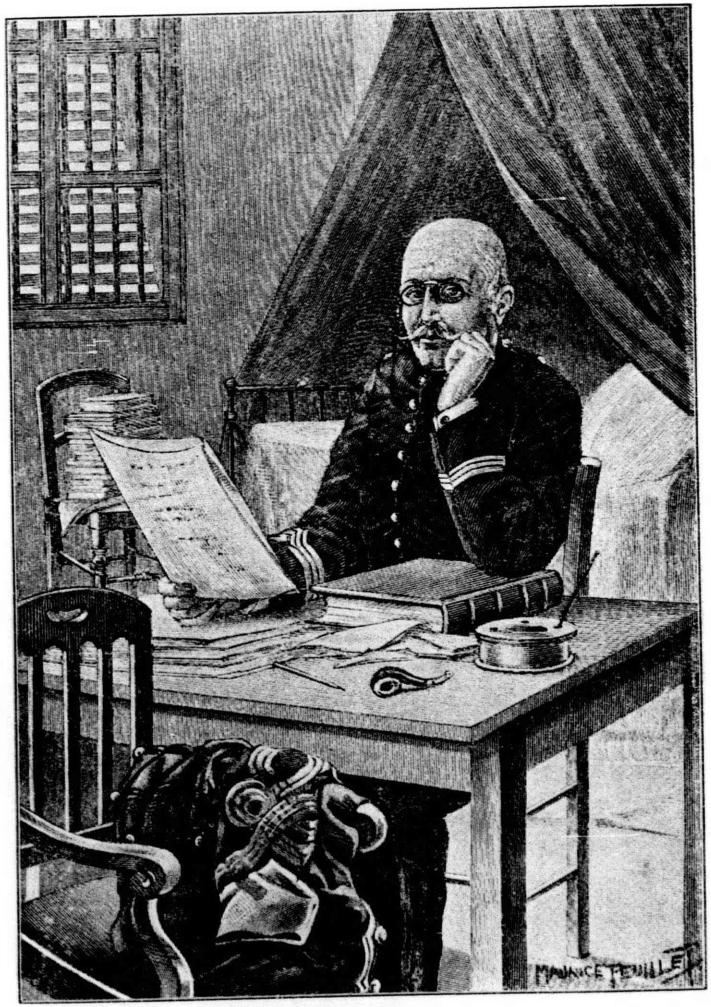
MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
NO. 5. NOVEMBER 1899.

監獄協會雜誌

明治三十二年
第五號
本會監獄協會
十一月廿日發行
明治廿一年五月創刊
每月一回發行



CAPTAIN DREYFUS IN A PRISON.

佛國ドレーフス大尉在監中ノ實況

小川一眞製

目錄

第五號

○口繪
佛國ドレーフス大尉在監中ノ實況
○會說……（一頁）
●再び監獄費國庫支辨と拘禁制度に就て
●大久保監獄局長北海道視察談（十月三十日於警察監獄學校）……編者筆記
●板垣伯の獄事談を聞て感あり……千頭正澄君
●ジョン、ハワードの性行（下）……留岡幸助君
○海外通信……（二一頁）
●紐育監獄協會幹事ラウンド氏より留岡幸助君への書翰
●聖「クリストフハー」感化院管理者養成所規則
○出獄人保護、惡少年感化……（二四頁）
●東京出獄人保護事業現況（原胤昭君報告）
●柏田茨城縣知事の特志に就て（茨城縣通信）
●高知縣通信摘錄
●沖繩縣通信摘錄
○雜錄……（二六頁）
●小河監獄事務官講演（第三回）
（監獄參觀に就ての補遺）
（收監の手續に就ての第六條參看）
●留岡幸助君家庭學校の設立趣旨書
●清浦閣下の講演を服膺して所志を述ぶ……越前福井　古野嵩央君
○獄事談叢……（四〇頁）
●小河岳洋先生茶話
○監獄茶話會……（四二頁）
●偶感（於神奈川縣監獄茶話會）……豊野胤珍君
●執り監獄を目の當所と云ふ（於神奈川縣監獄講話會）……早崎春香君
○看守免職懲戒者紹介……（五五頁）
○雜報（數十件）……（五六頁）
○敘任辭令……（六四頁）

第四號

○口繪
●警察監獄學校外觀及第一期監獄科生徒諸氏眞影
○會說……（一頁）
●監獄費國庫支辨と拘禁制度
○論說……（四頁）
●監獄の改良（於東京地治監講話會）……小河滋次郎君
●監獄の實務家に對する希望……若山茂雄君
●獄務要書を讀む……有馬四郎助君
●ジョン、ハワードの性行（中）……留岡幸助君
●監獄官吏及其の遇因の精神一班……印南於菟吉君
○獄事談片……（三五頁）
●小河岳洋先生茶話
○出獄人保護、惡少年感化……（四〇頁）
●惡少年の玉子（孤兒）……原胤昭君
○雜錄……（四五頁）
●監獄官會議に就て（第二回）……小河岳洋先生講演筆記
●監獄參觀に就て
●山上教授の談話……雜誌記者誌す
●領置金は供託することを得（き乎）……豐堂主人君
○統計……（五六頁）
●明治廿二年八月末日全國在監人員比較表
○雜報……（五九頁）
●數十件
○批評……（六七頁）
●讀獄務要書……三井南岳處士君述
○寄書……（六八頁）
●數件
○雜報追加……（七〇頁）
●監獄茶話會

監獄協會雜誌第五號

（明治三十二年十一月廿日發行）

會說

○再ひ監獄費國庫支辨と拘禁制度に就て

監獄費國庫支辨問題は今や嶄然として政爭以上に一頭地を抽くに至り、朝野の均しく公認する所となり、吾人の希望を達するは將に本期第十四議會の開期中に迫れり、而して吾人の十有餘年以來、熱心に本問題の通過を希望したる所以のものは其理由種々ありと雖も、要するに地方稅の負擔を輕減し、監獄行政をして地方政務の羈絆を脫し全國を通して刑に寬嚴なく遇囚に厚薄なからしめんとの目的に出てたるは勿論、行刑の法を統一し適實公平以て罪囚を矯正感化し社會の安寧を維持し、國家の幸福を增進せんとするにあるは素より論を待たざる所なり、單に之を理論上より觀察すれは監獄に關する費用は其の國庫支辨たると將た地方費支辨たるとに依て行刑上何等の差異なきか如しと雖も誠て既往二十年間地方稅に屬したる監獄の歷史を考察し來れは其間に甚たしき懸隔差異あるを證明するに足るものあり、我國の制度文物は最近二十年間に於て駸馬も尙且及はざる長足の進步を爲し歐米文明國に向て敢て遜色なしと云ふを得へきも獨り我監獄事業に至ては比較的其進步發達遲々たるの慨なしとせす、而して其原因する所果して何れにあるや

と考察すれは明治十年西南戰役の後戰後經營の必要より明治十三年布告第四十八號を以て府縣監獄費を地方稅支辨に移されたる結果性質上純然たる國家の政務に屬すへき行刑事務を擧けて地方政務に一任し、經費の上に於て地方議會の掣肘を承け監獄制度改良の神髓主腦とも云ふへき獄舍の改築新築は勿論行刑に隨伴する必要の經費に向てすら尙且之か協贊に吝にして、之れ恰も米國に於て西曆千八百四五十年の頃獨立戰爭以後政費負擔の重きに苦しみたる結果、犯罪は社會の讐敵なり監獄に關する費用は國民の負擔すへきものにあらす宜しく囚人をして之を支辨せしむへしと謂ふが如き妄想を抱きたると同一の有樣なりと雖も今や我國文運の進步は決して以上の如き妄想を容るへき餘地なきは勿論、之を內外の進運に鑑み政府か自ら進んで監獄改良の必要を認めたる結果として今日再ひ戰後の經營の爲め國費多端たる時期なるに拘はらす府縣監獄の費用を移して國庫支辨の舊に復せんとす是れ洵に監獄事業に向て紀念的革命を斷行するの好時期なりと謂ふべし、而して今後政府か府縣監獄費國庫支辨案通過の曉に於て如何なる組織方法を以て監獄革命に着手すべきやは是れ一の疑問に屬す、然れとも吾人を以て之を見れば監獄費國庫支辨後の第一計畫としては是非共監獄行政は地方廳の管轄より之を分離せしめ、地方行政區畫に依り配置したる現今の監獄制度を全廢して罪囚の多寡囚人の分類、交通機關の便否幷土地の狀況等を斟酌折衷し例へは重罪監、輕罪監、女監、幼年監と云ふ如く刑期、年齡、男女等の區別に依て分畫設置し全國適當の地に配置し亦其內に就き階級制分類法に依り拘禁の制を立て適實なる行刑機關を確立せらるへしと然るに若し吾人の豫想に反し支辨後尙依然現時の如く舊制度を因襲するあらんか最後の監獄改良は遂に其目的を達するに至るの期なきなり、況んや今日に至る迄殆んど放擲せられたる監獄の改築新築は之が緩急を圖り國庫支辨後直に工事に着手せんとする政府の豫期なりと云ふに於てをや、是れ即ち今日に於て政府が須らく監獄制度に對する國家百年の長計大策を確定するの必要ある所以にあらずして何んぞや、頃日聞く所に依れば既に政府は以上の大計方針を冊立するの意あり之が調査に着手せられつゝありと云ふ、而して其調査の結果如何は吾人茲に之を斷言するを得すと雖、吾人か十年一日の如く府縣監獄費國庫支辨論を主張し且希望を屬したる點は實に前述の理由に存せり、政府果して吾人の希望を容るゝの成算あるや、吾人は一日も早く國庫支辨後の監獄行政改革案を確聞せんことを希望の至りに堪へざるなり

吾人は此機會に於て尙一の希望を述へんとす若し國庫支辨後の監獄制度にして果して吾人の豫期の如くなりとせんか行刑區畫及囚人作業上の都合に依り囚人の押送は一層頻繁となるべきは素より當然にして從て之に要する費用の如きも亦著しく增加すべきは數の免るへからざる所なるを以て吾人は之が押送に要する費用を輕減する爲め瀛車瀛船の賃錄を特に低廉ならしむるの必要あるを信ず、現行の規定に依れば私設鐵道に限り同條例に依り瀛車賃半價を以て乘車し得るの道を開きありと雖、一面、官設鐵道に關しては何等の規定あるを見ず、是れ殆んど其理由のある所を發見し得ざるなり、既に私設鐵道にして以上の如くなりとせば官設鐵道は勿論、官私有の船舶に對しても囚人押送に限り軍隊と同一の賃錄を以て乘車乘船し得るの規定を設けられんことを希望す、現に歐洲各國に於ても其例あり殊に墺國に於ては囚人の押送は勿論、囚人の外役に要する器具器械素品等の運搬費に至る迄悉く軍隊輸送の例に準し特別低價を以て押送運搬す

ることゝなれり、果して然らば我國に於ても特例を開始するの必要あるを認む、何となれば軍隊輸送と云ひ囚人押送と云ひ均しく是れ國家政務の一たるに相違あらざるを以て見るも政府は宜しく今日に於て之が調査攻究を要す、是れ即ち吾人が再度這般の問題に就き當局政府の猛省を請はんと欲する所以なり

能辨ニ疑似一爲ニ聰明ト事物之疑似一猶可レ辨。得失之疑似、雖レ辨。得失之疑似猶可レ辨。心術之疑似尤難レ辨。唯能自提ニ靈光一以反照之則外物亦無所レ逃ニ其形一。

論說

○大久保監獄局長講演（十月三十日於警察監獄學校）

（編者筆記す）

予は曩きに北海道に在る集治監及道廳監獄巡閱の命を承け本月二日出發日數十八日間を費し同二十日歸京したり、然るに警察監獄學校より今回巡閱中の事に付何か實務上の講話を爲さんことを請はれしも何分短日數の事とて充分の調査を遂くる暇なかりしと、加ふるに北方に在る分監及支署等は遂に巡閱するを得さりしは予の遺憾とする所なり、然りと雖も折角の事故今回視察の概況に就き大體の事を簡單に述へて其實を塞かんと欲す諸君幸に之を諒せられんことを望む

諸君の承知せらるゝか如く北海道は近來に至り長足の進歩を爲し人口も明治十四年頃は僅に廿万に達せざりしも漸次增殖して今日は凡人口八十六萬以上に達し全道到る所、種々の事業勃興し交通機關も又大に發達するに至れり、現に北海道廳に於ては所謂十年經畫なるものを立て經濟の獨立を計り已に其豫算を提出したるに依て見るも思半に過くるものあらん　茲に先つ北海道の地理上より概言すれは石川郡旭川の如きは十餘年以前に在ては內地人の足跡を留めさりし位の土地なりしも昨年以來人口頓に增殖し予か巡回したる當時（本月中旬）に在ては戶數凡そ千六七百戶に達し尙家屋に不足を告くるより一戶に數家族同居せるか如き實況にして四五年以前に在ては代價十七八圓の地所（北海道に於ては移住者に貸與するに間口六間奥行二十七間を宅地一戶分となす）も昨今は千四百圓以上にて盛んに賣買ありと云ふに依て見るも他は推して知り得へきを以て茲に細說せさるへし、然り而して斯く長足の進歩發達するに至りたる原因とし云へは勿論種々ありと雖も予の考に依れは北海道集治監の作業か大に與て其原因となり、今日の如き發達を爲したるものなることを確め得たり、今試みに北海道集治監の沿革に就き內務省の書類に依て之を調査するに最初の方針は囚人を以て北海道を開拓せしめ併せて彼等をして刑餘永く同道に於て自耕自食の道を講せしめんとの政策より明治十四年に樺戶集治監を建設し同十五年に空知、十八年に釧路、二十四年に網走、二十八年に十勝と漸次に建設開廳したるものにして最初樺戶、空知、釧路の三集治監は內務省の直轄なりしも明治十九年官制改正に依り北海道廳に附屬せしめ

更に明治二十四年に至り再ひ内務省の直轄とし各獨立の集治監なりしも全二十八年に至り集治監官制の改正に依り樺戸を本監とし他は集治監分監となし現行の制度に復せり、尤も此間即明治二十九年四月拓殖務省の設置されたる時、一時、仝省の直轄となしたれとも明治三十年十月拓殖務省の廢止以來更に舊の如く内務省の直轄と爲せし次第なり是れ即ち北海道集治監の沿革なりとす

北海道の集治監は予か前に述へし如く最初設置の目的は長期囚を移送し自耕自食の道を講し一面拓地殖民を圖るの方針なりしを以て集治監の作業は概して荒漠なる原野不毛地を開墾せしむるにありて現に集治監付屬地として樺戸に千五百四十二萬坪、空知に七百三十一萬坪、釧路に五百六十萬坪、網走に五百九萬坪、十勝に五百六十八萬坪、合計三千九百拾二萬餘坪あり、而して之を内譯すれは集治監及官舍敷地四十七萬坪既墾地三百六十四萬六千坪、開墾見込地千六十八萬坪、森林地二千三百七十九萬坪其他各地に散在せる用地五十三萬四千坪にして集治監創設以來囚人の作業に依て開墾したる地積合計五百二十七萬六千餘坪となるも其内人民に拂下けたる面積多きを以て前述の合計は今日現に集治監に付屬せる地面を擧けたるに過きさるなり、然り而して囚人に依て開拓農作せしめ其得る所の農業收穫を以て囚人の食料に供し他は道路の開鑿及排水工事に從事せしめたり、現に道路の開通に就ては非常に盡力せしものたるは今に至る迄嚴然堅固にして却て其後普通の請負に付し開通したる道路は忽ち破壞して年々歩からさる修繕費を要し現に囚人の手に成りし道路と請負者の開らきし道路とは旅行者の眼にさへ明かに區別し得らる、而して亦一方囚人を採炭に使役し其幾多弊害ありしに係はらす炭坑業に作業の力を費しあるの結果は漸次、採炭業は盛大

に趨き既に今日は北海道の石炭は特有の物産として莫大の産額を海外に迄輸出するの實況なり、依是之を見るも北海道の拓殖、即ち不毛地の開墾、道路の開通、炭坑業の發達は集治監即囚人の作業か大に與て力ありと認めさるを得す、殊に今日交通機關の發達したるは要するに炭坑業の盛大なるに依るものにして予か巡回したる地方の如きは總て鐵道の開通せるか如き其原因囚人の作業に胚胎せしものと云はさるを得す其他屯田兵舍の如き亦囚人の力に依て建築したるもの多く之れありといふ、果して然らば北海道今日の進歩發達は全く集治監囚人の作業か其先導となりたりと云ふも決して過言にあらさるを信す、然りと雖も今後尙繼續して囚人を拓殖事業に用ひ農業採炭と云ふか如き外役に使役するの結果は既往の如き良好の成績を見るを得さるのみならす種々の弊害之に伴ふは到底免かるへからさる所なるを以て將來の計畫に就ては大に爲政家の注意を要する所なりとす、之を既往の事實に徵するも囚人を外役に使役せし結果は多くの逃走者を出すこととなり現に道廳の當局者も大に苦心し種々警戒を加へつゝあるも往々良民に危害を加ふる等の事實あるより移住の良民は囚人を畏るゝこと甚熾より之を蛇蝎視する狀況なりと云ふ然るに現行刑法の實施即明治十五年頃に發遣せられたる有期の囚人は明治二十六七年に至り逐々放免期となるを以て凡て是等は北海道に於て放免せす内地に送遣し放免することゝなしたり故に放免囚の北海道に殘りて危害を移住の良民に及ほせしことなかりしも而かも集治監創設以來の逃走數を調査するに昨年末迄に無量七百六十三人の多きに上れり而して其内譯は明治二十三年以前既に五百三人に達し二十四年に百三十六人、二十五年に六十一人、二十六年に二十三人、二十七年に十七人、二十八年に三人、二十九年に七人、三十年に四

人、三十一年に九人と漸次減少し來りつゝあるも斯の如く比較的に逃走者の多きは作業の性質、戒護監督の不充分なるの罪に歸せさるを得す、撿束戒護の不完全は紀律の弛滯を來たし、行刑の本旨を達する能はさること亦素より免るゝからさる通弊にして集治監に於ても近來漸く外役を縮少しつゝあるを以て逃走者も逐々遞減することゝなりしなり、現に予か巡回したる各地の囚徒派出所の實況を見るに内地に比し撿束紀律の道、立たす從て囚人の行狀不良なるは予に雷壞の差あるを感せしめたりき

外國に於ても近來囚徒殖民政策若くは島地に於ける農業貸下囚の制は可成之を避くるの傾向にして英領の濠洲、佛領の南米ニユカレドニアに於ける等經驗上其弊害多きことを認め或は之を廢し或は漸次其規模を縮少するの實況にして要するに其理由は撿束戒護の不充分なると彼の農業は比較的收入少なき爲め囚人に奮勵心を發揮せしむる能はさると、今一の理由は國家か刑罰執行の爲め營々刻苦せる良民に比し比較的囚人を庇護することゝなるより却て犯罪を增殖するの虞あるを以て之を矯正せんとするにありと、我北海道は大に是に似たる傾きなきやを疑はしめたり、何となれは北海道は氣候適順にして健康に適し沃野千里帝國將來の殖産地なるを以て見るも囚徒殖民政畧は内務省に於ても其方針を變更するに至れる次第にして現に今日の如く人口の增殖に伴ひ殖産事業の發達進歩せる現況に照して之を觀察するも舊時の如く囚人を外役に使役せさるも隨分内役せしむへき業なきにあらさるへきを信すれはなり、故に予は北海道に於ける囚人の外役は早晩之を廢せんことを希望せり、是れ獨り北海道に於てのみならす内地の監獄に於ても囚人を外役に使役することは可及的其範圍を制限し若し止むを得さるときは亦可成其弊害の豫防に注意を加へさ

るへからさると信す

予の考に依れは監獄行政の改良進歩はドウしても凡ての監督を勵行するにあるを以て此監督を勵行するに必要なる諸般の書類帳簿は遺漏なく正確に整理するを要すと云ふにあり、之を約言すれは即ち凡そ監獄官吏たるもの上典獄より下押丁に至る迄悉く階級的監督の下にあるものなるを以て監獄行政に必要なる名籍原簿、身分帳關係書類は勿論、庶務、會計、醫務、作業、戒護に關する書類帳簿類は其記帳を確實にし其責任を明かにし以て監督官廳の調査考證上の憑據たらしめさるへからす殊に外役事務に從事する監獄官吏は細大となく嚴に其執務の顚末を記錄に存し一朝典獄又は上級監督官廳の巡閱檢査に應し答辯に澁滯するか如きなきを要す、是れ即ち予の監獄當局者諸君に深く注意を請はんと欲する所なり

終に臨み予は生徒諸君に望む所は即ち諸君は監獄官吏殊に實務者として將來直接監督官たる典獄の配下に立ち囚人を誘掖し又は命令するの職務に從事せらるゝものなるを以て身自ら囚人の活模範たるは勿論一面同時に自己か負荷したる義務は公私必ずを之を勵行し能く囚人の師表となるの覺悟なかるへからす故に諸君は本校卒業の上實務に臨まるゝに當ては今日本校に於て學修したる學理を實地に應用し嚴格に眞率に之を實踐躬行し以て此監獄改良の實務家たるに背かさらんことを予は切に希望するものなり云々

○板垣伯の獄事談を聞て感あり

千頭正澄君

板垣伯の獄事を顧みらるゝの篤き世人擧て認むる所にして其憶抱せらるゝ意見を聞き示教を仰かむとする亦齊しく世人の渇望する所なるへし余亦其高說を仰かむと欲するや久し唯た其機會を得さるを憾みとせり偶々去月下旬雲鶴地方へ漫遊せらるゝの途當地に一泊せらるゝの好機に會す直ちに馳せて旅館を訪ふ恰も出發の時刻迫り政黨員其他來客の應接引きも切らさるの多忙なりしにも拘はらず快く引きて面會を許さる余の本懷何そ是れに過きむ伯は徐ろに口を開きて曰く

「監獄は必す分房制でなくてはならぬ、こちらの監獄の監房はどうであるか、雜居房の廣さはどうか、分房はどうか、」余は之れに答て當署は新築に係り而して分房も相當の員數を備ふるの設計なりしも中途遽かに物價の騰貴により忽ち豫算に制せられて今に竣功の運ひに至らさるも早晩豫定の分房を全ふするの考なり但し既に成功を見し分房は拘置監に六十四房女監に卅六房あり又雜居房は廣きは六疊狹きは四疊半而して分房は悉く三疊なり云々伯曰「それは至極結構である假令雜居房でも斯る狹き構造なれは可なり併し可成は分房制を採るが上乘である香川縣の如きは分房澤山ありて適實に行刑の目的を達し得らるゝ樣に思はる」伯更に語を次て曰く監獄は社會の下水溜てある清き溪間の水も終には此の下水に流れ込む如き有樣て元來社會濁流の結果である而して此の濁流は社會組織の不完なるより來るもので此の點より云へは社會も責を負ふて此の下水の掃除に盡力せねはならぬ往々骨相學とか稱して犯罪人種は特別の腦組織を有するとか或は遺傳性であるとか申すが余は犯罪の原因は社會の不完全に因るものと考へる然らは如何せは可なるやと云ふに監獄に在ては充分彼等に手藝を授け其手藝によりて放免後自活の途を求むるの便あらしめ尙は免囚保護會に於て之を引受け保護するを要す又短期囚は手藝を習熟するの時日なきを以て專ら懲戒を加ふるを要す或は空石を運搬せしむる如き手段を取るも可なりとす又免囚を保護するには彼等を一堂に置きては不可なり各地に點在して互に相依り相集り終には復た惡事を計畫するか如き機會を與へさるの注意あるを要す又携帶兒の如きは育兒院（育兒院の設けなき地方は有志者の義捐にて相當の育兒法を講すへし）に收容し監獄には一人も容れさるの注意なかるへからす思ふに世に携帶兒ほど可憐なるものはあらさるへし前述の如く社會も宜しく責を負ふて再ひ罪禍に陷らしめさる樣相當の手段を講せさるへからさる筈なるに世人は恬として之を顧みさるは何そや蓋し世人の未た監獄の何物たるを解せす隨て免囚保護の如き社會的必要事業たるを領知するの觀念一般に普及せさるに由らすむはあらす故に多衆會合したる機會を見て監獄の實相を顯はしたる圖面により之を知領せしめ以て世人か斯る慈善事業は吾人の進んて盡力せさるへからさるものなりとの精神を喚起せしむるの注意なかるへからす云々」

監獄に懲戒感化の二大主義を要するは今更言はすもがな唯た其の二要素の分量を適當に配合するの妙用に至ては尤も當局者の苦心を要する所なり伯か長期囚には主として手藝を習得せしむへしと云ひ短期囚には

空石でも運搬せしむるも可なりと云へるは蓋し長期囚には比較的感化の分量を多量に與へ短期囚には比較的懲戒の分量を多量に與ふへしとの主旨に外ならさるなり局に當る者須らく此の準に則り以て個人的所遇の方法を誤るなくむは庶幾くは遺算なきを得む

伯か尤も意を注かるゝ免囚保護事業の社會的義務として世人の盡力せさるへからさる所以を說かるゝ一段に至ては吾人の一際努力せさるへからさる所なりと信す伯は犯罪原因の重なるものを社會の不完に歸せり社會の不完は吾人の共同して其責を負はさるへからさる所ならすや而かも之を矯救するの途焉れにか求めむ宜しく又吾人正當の本分として其任に當らさるへからさる所ならすや優勝劣敗の勢ひ今日の如く漸く熾むに社會組織の變調を來たさむとするの傾きあるに當り敗殘の弱者を其の勢の自然に放任するは決して策の得たるものに非さるなり伯か社會の不完によると云へるは進化の勢を制するにあらすして其勢の結果殆んと社會生活を杜絕せられんとするものを矯救する組織の不完なるを意味するに外ならさるなり個人的道義の頽廢は暫く措くも貧民救助法の如き育兒院の如き將た免囚保護の如き之を矯救防制する公の機關具備するにあらすんは伯の所謂社會不完の誹りは到底免るへからさるなり而して伯は夙に意を此に注き社會組織の正面より監獄の目的を達せしめ以て社會共同の圓滿を期せしめむとす慈善の心に富むるものにあらさるよりは何ぞ能く此の如くならむや

世、伯の大政治家たるを知る又高潔寬雅の君子たるを知る然れとも未た慈善家としての伯を知るもの少なかるへし余は其の高說を聞き言々肺腑より迸るの熱誠に感し辭々慈哀を以て充されたる心胸の光明なるを

思ひ方今無比の慈善家として之を敬慕するの情に禁へさるなり聊か所感を述へて斯道の有志に告くること爾り

○ジョン ハワードの性行（下）

留岡幸助君

ハワード（ハイヤヲフ）第三旅行を終りて英國に歸るやベッドフオールド郡吏長官に任命めらる是れ即ち一千七百七十三年なりき、何故にハワードはこの榮職に就きしやは審かならず、彼の社會に於ける位置よりするも、彼が信奉せる宗教よりするも彼はこの榮職に就くに更に何等の因緣なかりしなり、

當時の郡吏長官は我國の郡長とは全く其性質を異にして其權限頗る廣濶を極む、其故に郡吏長官の管督權は今日の所謂裁判、警察、監獄に及びて彼は此等三者の監督長官たりしなり、然るに當時の郡吏長官たるものは名利權勢の掠奪者にして實際の職責は更に盡くす所なく、凡の事務は悉く舉て之を下僚官吏に委ね長官自らは頗る聚歛を是れ事とするを以て惟一の職責と心得たり、

郡吏長官たる彼は如何ん、當時の腐敗せし官吏と同じかりしや、極めて然らず、彼何事を爲すにも其の依て動く所の動力は即ち上帝に對し人類に負ふ義務念慮なりしなり、其故にハワードは腐敗せる社會にあり

て郡吏長官たる職務を精細に研究し自ら裁判事務を處理し終日法庭に端坐して判決を爲すに愼密なる注意と周到なる觀察を下したり、是を以て犯罪の場合、犯罪者の境遇、犯罪の性質等につき研究上一新通路を拓らき囚人を見ること當時の學者及法曹社會と全然其趣を異にせしなり、若し又裁判事務閑暇なる時は配下の各監獄を巡訪して監獄内部の狀態は洩らす隈なく視察し大に罪囚改良に資する所ありたり、里諺に「地獄に於て佛」に遇逅すと云へることあるが如く可憐なる犯罪者がハワードに訪問されしは眞にこの感覺ありしなりハワードが監獄事業を天職として斃るゝに至りたる原因と素養は固より種々ありたるべけれど彼が「プレスト」監獄に捕虜となりしことと、ベッドフォールド郡吏長官となりて忠實に監獄巡視を遂げしことゝは少くともその素養の重なるものなりしならんを信せさるを得さるなり、

「ベッドフォールド」監獄

ベッドフォールド監獄の名聲はジョン ボンヤンの天路歷程と相伴ひ英語の達する所、天路歷程の讀まるゝ所恐くはこの監獄を知らさるものなけん、蓋しジョン ボンヤンの天路歷程を著述するやこの監獄に於てせしを以てなり、奇なる哉ジョン ボンヤンを距ること凡そ百年の後に於てハワードがこの監獄の典獄となり主權を握らんとは、由來監獄は惡人を繫留すると同時に又能く善人をも繫留せしなり、洗禮ヨハヂの地下獄に於けるハワードの「プレスト」獄に於ける吉田松陰の野山の獄に於けるが如し、一世の風雲を叱咤して功を千載に垂れしものにして監獄と因緣淺からさるは其例蓋し尠しとせざるさり、當時ハワードの隱然起て斯道改良の途に上るや、手に一冊の監獄學なく、身に一個の同士だになかりしなり、然れども彼の監獄學となり、彼を補助奬勵する同士の友となりしものは「ベッドフォールド」監獄と其内に拘禁せらるゝ可憐の罪囚なりき、彼は實際を基礎として其上に原理を立てたり、故に彼の監獄改良は根據を有し急所を擒きしなり、彼曾て其著「監獄事情」に記して曰く

在監者は一人として完全なる理想を有するものなし、而して彼等が艱苦の實態は予がベッドフォールド郡吏長官たりし時予の注意を惹きて止まざりしものなり、苟も予をして斯事業に獻身せしめし所以のものは罪科なくして刑の宣告を受けたるもの、或は犯罪者として捕縛さるゝと雖もその罪跡を發見し能はさるもの、被告にして原告の現はれさるもの、若くは數ケ月拘留せられたる後宣告を受くることなくして投獄せらるゝもの、看守及監獄書記(フヒー)に監獄稅を拂はさるが爲に滿刑後も尙能く拘禁せらるゝ等親しく囚人難苦の狀態を目擊したるに依りてなり、云々

是れに依りて之れを觀れば彼はその慘怛たる監獄の虐待を觀察せしによりて奮起せしなり、吾人若し監獄事業に從事せんとならば監獄學と監獄學校のみを卒業して以て犯罪者を改良し能ふと思ふ勿れ、彼等を改良せんとならば宜しく囚人實際の要求を知りて然る後ち適切なる改良案を畫策すべし、ハワードが「ベッドフォールド」監獄を眞正の修道院として研究したるが如く吾人は常に口頭の言論、机上の書籍を投つて監房に入らさるへからす、必要を通じて來りたる改良策にあらずんば十中八九は机上の空論たるを免かれさるべし、

小事に忠實ならさるものには大事を托すべからず、ハワードは能く小事に忠實なりしを以て大事も成就せしなり、彼ウァーリングトンにありし時の狀態は能く小事に勉めたりと謂ふべし、彼は如何なる嚴寒の時と雖も必ず午前二時に起床し、水浴をなしたる後祈禱を捧げ七時まで監獄學の著述に關する材料を集めし、而して朝飯を喫したる後規則正しくも必ず八時に活版所に至り如何程印刷の捗取りしかを見、職工の晝飯を喫する頃まで留るを例とせり、而して彼は自宅に歸り少量の麵包と乾燥せる菓物とを「ポッケット」に入れ何時もの如く郊外に散策せり、而して彼は此の食物を喫せん爲に農家に入り清水を乞ふて喫飲せり、或は時に散歩の序に友人を訪問して快談に時を移すこともありき、快談は即ち彼の最も好みたるものなり、何となればこは一場の談話に過ぎずと雖、その中に多量の社會的分子を包含したればなり、彼が夕食は茶又は咖啡にして食後彼は家族の爲に宗教的小集會を開き後直に、伏戸に入るか然らずんば彼は著述のことにつき親友博士エーキンを訪へり、而して後一定の時刻に就寢せり、宗教的小集會を家庭に於て開設することは彼の最も重んじたる所にして彼が內國にあると外國にあるを問はず必ず斯種の小集會を開き然る後就寢するを例とせり、

ハワードが家居の狀態と衛生を守りしことは以上陳述したる如くなるがこの外彼が監獄內に於て傳染病者に接觸したる時の豫防法は頗る簡單なるものにして唯單にその衣服を變更せしのみ、これすらも後には必要とせざりき、人は屢々彼に質問して曰く「君は如何にして監獄熱（ブリヂンフィーバー）より免かるゝことを得たりしや」と彼答て曰く

我を造り給ひし上帝の限りなき聖德と恩寵に依賴するは言ふを俟たず、清潔並に節欲は我を守護する最善者なり、我は神の攝理に專任すと同時に自己に屬する職分（Duty）を盡しつゝ危險なる監獄を訪問するなり、我斯の如く職分を認識して其途を步む間は如何なる危險も我を犯すに際なけんと、吾人は此答辭によりて彼に百難屈せず千挫撓まさるの活精神ありしを知るなり、

王公貴人とハワード

一千七百七十八年の四月第六旅行中オーストリアの首府ヴイエンナに滯在せし時ハンガリーの女王マリアテレサに謁し陪食を仰せ付けらる、彼この時を好機失ふべからすとして監獄改良の忽にすべからさるを說けり、必竟女王マリアテレサの監獄改良に功績少からさりしはハワード與つて力ありと謂ふべし、

彼は第八旅行に於て露西亞の首府セントピータースボルグに行きし時勅使其旅舘を訪ひハワードに告て曰く「我が皇帝汝を召さる汝來りて拜謁せよ」とハワード答て曰く「予は捕虜と罪囚とを其監房に慰籍せん爲に來れり宮殿幷に王公を訪ふは予が責務にあらず、この地に止るは僅々數日のみ恐くは召に應ずる能はざらん、願はく歸りてこのことを汝の王に告けよ」と勅使怫然として去りしと云ふ、

一千七百八十五年第十一旅行に於て羅馬法王と會語し監獄改良を論じたる時、法王則に臨みハワードの頭上に手を按して謂て曰く「君よ君は決してかゝることに心を止めざる英國人たるを知る然れども一老翁たる予が君の爲に祝福を祈りたりとて何等の危害をも君に與へざるべし」とハワード笑て法王の祝福を受けたりと云ふ、

清廉なるハワード

清廉は慈善家の一大資格ならざるべからず、ハワードは能くこの資格を備へたる君子なりと謂ふべし、彼嘗てコンスタンチノープルに滯在せし時貴族の令嬢大患に罹り醫來能ふ丈の治術を盡したりと雖病益々重を加へたり、恰もよし當時ハワードの滯在せるを聞知して診斷を乞ひたり、彼れその切實なる願を容れて藥餌を盛れり、果せる哉彼の治術功を奏し垂死の病者は全治するの幸を得たり、又たる貴族は感謝の情抑へ難く九百磅（凡そ九千圓）を嚢中に納めて之をハワードに贈れり、彼は固辭して受けざりき屢々携へ來るを以て辭するに道なくして左の如く言へり「予は善事を爲すの報酬として金錢を受るを好まず、願くは閣下の國國に生せる窮者の一臺を與へよ之れ予が滿足する所なり」と貴族彼の清廉なるに敬服し彼がコンスタンチノープルに滯在せる間は彼が食する菓物は悉く贈りて其恩惠に報ひたりと云ふ、彼の名聲歐羅巴大陸に普くなるに從ひ英國に於ては有志家相寄りてハワードの功績を賞せん爲に紀念碑を建立せんとせり、彼この事を旅中に於て聞き屢々書簡を送りて其計畫を中止せんことを請求せり、然るにロンドンに於てハワードの肖像を建設するの議熱して其計畫は着々歩武を進むるに至れり、遂にハワードも其運動の勢力當る可らざるを知り、是に於てか一方法を案出せり即ち新聞紙上に一大雄篇を寄書して一方には有志家の厚意を謝すると同時に他の一方に於ては飽迄も此計畫に反對の意を陳述し、爾來決してハワードの名を署して寄附金を募集せざらんとを以てせり、この投書はハワードの目的を達してその運動を中止せり、然れども寄附金既に一千五百三十三磅十三志六片（ポンド シルリング ペンニー）に達せしを以て之を三分してその一部を寄附者に還付し、他の部分を以て五十五人の負債者を繫獄の苦より救ひ、殘餘の一部は保管して利殖の道を謀れりと云ふ、實に彼は大事業を成就して其功に誇らず、却て他人の賞揚することすらも忍ぶ可らざることとして之を拒みたり、彼何ぞ謙讓の甚しきや、この美德彼にありたるが爲に百載の許万國の人々倘彼を賞嘆して措かざるも宜なりと云はざるべからず、

臨終のハワード

彼は十二回歐羅巴大陸を巡遊して監獄並に檢疫所を觀察し、その集めたる研究の材料は豐かにして一大著述を爲して尙餘れり、彼は實際に於て若くは文章に於て後世子孫の一大遺物として餘りある程の功績を顯はしたるにも係らず、尙自己の世界人類に負へるの義務心（Duty）に驅られ一千七百八十九年七月五日第十三旅行を企て遂に露西亞に向つて其本國を出發するに到れり、

彼が義務の觀念は一地方一ケ國に限定されすして世界に及へり、彼が臨終の場所は席煖かにして友人と親戚に圍繞せらるゝベッドフォールドにあらすして積雪數尺に及ぶ露國の都府クリミアに程遠からぬクルソンにてありき、彼が最後の席に侍りしものは露國にて得たりし友人水師提督プリーストマンと其忠僕ありしのみ、彼はクルソンに近き所に住む一貴女の熱病を醫さん爲に配劑し熱病の傳染して遂に起つ能はさりき、彼はプリーストマンに遺言して曰く

ダウフチー村に近き所に一小空地あり彼所は予が遺骨を收むるに最も適したる地なり、我屢々語りしが如く我はかの一小空地に眠らんと欲す、我は我が知己親友として汝に請ふ、我が葬儀に華美を盡すこと

勿れ又彼所に我が眠るを知らしめんが爲に肖像若くは紀念碑の如きものを建ること勿れ、我が墳墓の上には日時計を置きて靜に我が遺骸を横へしめ世をして我を忘れしめよ

彼又墓標に記すべき金言を撰擇して曰く

基督は我が望なり

Christ is my hops.

彼は此の如き簡單なる遺言をなして靜に安らかに瞑目せり、惟れ時一千七百九十一年正月八日午前八時なりき、彼が長逝の訃音一度び歐州大陸に傳はるや、上は王公貴人より下茅屋の小作人に至るまで苟も彼を知れるものは爲に慟哭せざるものなかりしと云ふ、彼は義人として此世に活き聖人として永逝せり、彼は遺言に於けるが如く世をして彼を忘れしめんと務めたりと雖も誰か彼が如き慈善家を忘るゝものあらんや吾人はハワードの零碎たる性行を敘し、その零碎たる片々や一大傳記を成すに足らずと雖德義は素より如何程小事なりと雖も零碎たるものにあらず、小德の光輝を放つ所必ず五大州を照らすものあり、この編區々たる斷片に過きずと雖も彼が性行の一班は慥に窺知せらるべきを信ず、嗚呼吾人をしてハワードに則らしめてその足跡を踐ましめよ、ハワードの如き人物を我が帝國に顯出せしめさるは東洋の先導國たる我國民の恥辱たるを知らずや、吾人は謹んでハワードの如き人物を俟つこと既に久しと謂ふべし、

海外通信

○紐育監獄協會幹事ラウンド氏よりの書簡

一書拜呈仕候別紙聖「クリストフハー」感化院管理者養成所改革設立に關する意見書御送付申上候間御一覽被下度、斯事業の成效に就ては貴兄及貴兄の御朋友の祈を捧られんこと願はしく存居候。小生は日本に於ても斯業に關する會館を設立するに至らんことを希望に堪へず。尙又吾人の此の事業に對し目的を遂行する上に就て採り來れる方針は貴兄の十分に御考慮を仰ぎ度點に御座候。

小生は不相變斯る事業に就て盡瘁仕居候、御承知の通り夏期は倦怠を免かれざるも、此頃に至り漸く夏期よりも事業の進行を覺へ候程に御座候。荊妻は英國に於て恐るべき外科的手術を行ひ漸く回復仕り、現今歸國致居候、若し荊妻に於て小生の此の書面を認むるを知るならば必らず貴兄及令夫人に懇篤なる挨拶を希望することゝ被存候、御夫人には何卒一度び邂逅致度希望致居候。

小生の從事しつゝある報告書に就て御訂正御申越被下御厚情奉感謝候。

紐育州に於ては十月第一日曜日を以て監獄日曜日と致居候、貴兄は日本に於ても此種の興味を感受せらるゝことに候哉。

清浦司法大臣閣下にも可然御傳聲願上候先は右迄早々敬具。

七月二十七日

ウヰリヤム、エム、エフ、ラウンド

留岡尊兄

左に譯述するものはニウヨーク監獄協會の幹事ラウンド氏が設立せらるゝ感化事業に關する師範學校なり讀者は組織の如何につては左の譯文によりて看取せらるべし、（譯者附記）

○聖「クリストフハー」感化院管理養成所

ボルンハム感化農場は千八百八十九年の廢場後十分なる監督を爲す能はずして空しく五箇年の星霜を經過せり當時茲に收容せし所の子弟僅かに廿一人に過

ざるのみ廣く海外の狀況を顧みれば當時「ラウヘス、ハウス」の如きは幾多の感化敎師を養成し着々效を奏し其の數殆んど千四百人を以て呼ばるゝの勢あり彼等は凡べて神の愛に勵まされ人道擁護を以て自任するものなり、玆に於て先つ其事業の方法組織に就て幾多の研究を積まんことを要し其の結果として遂に千八百八十九年に於て「クリスチヤン、ユニオン」新聞により、宗派の異動に拘はらず專ら斯事業に當る者を養成せんとの意見を發表したり長日月間一の報酬を受くることだになく極めて貧撲なる生活を營み唯僅かに自己身邊の必要を充すを得れば足れりと爲し明かに此事情を廣告したるの結果貳拾九名の幼者其の募集に應するに至れり此の內三名を撰擇し一月一日を以て此等の子弟を收容せり是れ卽ち「ペーンハム」感化農場の運命を變じて眞に必要有益の組織と爲したる聖「クリストフハー」の因子たるものとす爾後英國及米國各州其他宗敎上の協會を聯絡し九名の全く斯事業の中に身を委することを得る者を撰擇したり此の九名の者は先つ初め六ケ月間は試驗期に在りて後三年間は斯事業に就ての研究を爲すものとす。斯の如くして三年六ケ月を經過する間に在て新に十六名の入學者あり、然れども此等の內多數は其の試驗期の間すら困難を訴へ体力上道德上若くは才能の上に於て其の試驗を受くるに不適當のものたるを免がれず。而して十分に斯事業に身を投することを得たる者九人の內一人は死亡し、五人は現今御斯事業に隷屬し、一人は他の大事業の首領となりて盡す所あり、一人は貧民事業の監督者と爲り尙益に養成せられたる一靑年は進んで感化院に入り責任ある位地を保つに至れり。其の他の者は此の如く卓絕の位地に在らずと雖も亦斯事業に必要なる位地を保たざるはなし。回顧すれば今や旣に「ペーンハム」感化農場の組織を變じ聖「クリストフハー」と爲したるより五年の星霜を經過するに至れり養成せられたる子弟は今や旣に實務に當り成績の如何を知るの好期にして幸に未だ之が欠點を認めずと雖も斯の如き組織にありては家族制度を採るべきことと最も衆策なりと信ず。而して志願者は四年間は全く何れの地を問はず其の事業に身を投じ專心勉强を爲し爾後亦命を受けたる地方の斯事業に身を委せざる可からざるなり。是れ固より相互の誓約に基つき嚴格なる式に則りての約束にあらずと雖も此の誓約

に背く可からざるは勿論とす、而して此等の組織を支配する所の眞の規則たるへきものは聖書にして其の他入學者の服膺すへき若くは責任の位地に在る者に對する諸般の規則は其何れも之に關係を有する者に向ても尙束縛の効を有するものとす。入學者は二十一歲の者なるか若くは未だ結婚せざる者其の他家事上の係累を有せざる者に就て許可するものなり。而して財產を有する所の者と雖も入學中は自己必要の爲めに之を使用することを得ず、若し之を使用し或は此の事業に關し特別の企計目的のために財產を使用せんとするときは家族會議の承諾及家族長の許可を要す。尙又入學者は健康体にあらざる者及基督敎信者と稱して三位一体の敎理を信じて祈禱を爲す者にあらざれば入學せしむる能はざるなり。結婚したる男子と雖も若し家族會議の同意及家族長の認許を經たるときは之を收容することを得べし。

此の家族制度に則れる所の改革は十月一日日曜日より開始することを得べし、中央會館は多分紐育若くは其近傍に於て建築せらるゝならん。入學者の收容及養成を掌り諸般の組織整頓するに至る迄事業の中心點たるべきものは卽ち此の土地なりとす。志願者は此の事業に關し若しくは其の組織に就て詳細の事項を知らんと欲せば宜しく紐育府東第十五街百三十五番地聖「クリストフハー」家族長に宛て書信を發せらるべし。九月中は毎火曜日の朝九時より十二時迄は家族長親ら面接すべし。

女子家族制度に關するの事業は多分明年一月一日より開始することを得べしと信ず。

若し前述男子の感化敎師養成所にして明年一月一日迄に聖「クリストフハー」會長の注意の下に整頓せられざるときは別に新英州の海岸に於て海事學校の設立を見るに至るべし、此學校に於ては海事に關する事項漁獵、短艇、航海、端艇製造等を敎授するものなり。

家族長

進め、勵め、汝の遭遇せる困難は汝が進むに隨て自ら解決せん、
勵め、進め、然らば卽ち一條の光明は益々燦然として汝の行路を照すべし
成功の秘訣は目的の一定不變なるにあり

幽獄人保護、惡少年感化

○東京出獄人保護事業現況

原　胤昭　君

一、保護總員　三百七十四人
八月十六日現在寄宿者被保護者　五十五人
十月十五日同　五十八人
當二箇月間の新收容者　七人
同　出　十二人
內譯
新に家を構へ妻を迎へ別戶したるもの　三人
（在京二人印刷工、地方轉住二人農、果物商）
適當なる同情者を得て別戶したるもの　三人
（在京二人車夫、車力、印刷工）
親戚への謝罪なりて歸鄉せしめたる者　三人
（地方轉住姉の許へ二人、農、妹の許へ一人、理髮）
養育院へ移したる者　一人
是は極老（七十一才）病弱（中風）眼病、聾者にて無親戚、無資力、無籍者にて濟貧救拯を受けさしむるの外、術なき者なりし　二人
逃亡したるもの
是は本年に入り第二第三の者なり
以上
結婚　在京被保護者中婚姻式を擧げたる者　一人
出産　同女子を擧げたる者　一人
死亡　在京　一人
入院　同妻重病により東京慈惠醫院へ求め入院施療を許されし者　一人
氏名詐稱罪自首　被保護者佐藤彌助氏は川崎鶴次郎なることを荒井万吉氏は大原万吉なることを各其僞名僞籍なる事實を吐し原籍原名を自白し原籍照合の上東京地方裁判所へ自首狀を呈し監視票の氏名訂正を求めたり
來觀　三田村海軍軍醫大監殿、佛人シックフリイド氏、米國哲學博士ラッド氏、華族女學校學監下田歌子殿、高等女子師範學校教諭津田梅子殿、協議會　十月三十一日夜澁澤榮一君兜町の邸に開かれ協議員土方久元伯清浦奎相岡部子爵三好退藏君中村元雄君小河滋次郎君嶋田三郎君等出席あり本事業の擴張につき種々の協議あり澁澤君より叮嚀なる晩餐の饗應ありたり
講演　浮田和民氏の通譯によりラッド博士の勸話、水曜夜會に山崎久吉氏藤樹先生を講話す
寄附　橫濱の商人里吉時次郎君は令息故知男君記念のため金二拾圓、來觀者佐藤義彥氏は金三圓

○柏田茨城縣知事の特志に就て

柏田茨城縣知事は先きに自ら同縣獄署に臨み總囚に對し懇篤なる教誨訓諭を加へられたるさへあるに又自ら當局者を奬勵し出獄人保護會を組織せしめ被保人の家屋を新築着手中の處、去月廿一日を以て竣功し直に事業に着手せしめられたりと云ふ、然るに一面柏田知事は愛兒の不幸に際し香料を贈られたる諸氏に返禮すべき金員を以て同縣出獄人保護會に金五拾圓を寄付せられたりと云ふ、是等をこそ眞に近來の美擧と謂ふべし即ち予輩は左に寄贈書の全文を轉載して柏田氏か濃厚なる同情に感謝するに吝ならず、世の輕佻浮薄の徒、亦以て愧死すべきなり

○茨城縣通信

寄附
一金五拾圓也
右は今般少女歌子夭折の節大方諸君より香料として頂戴仕置慣に從ひ候得は一々返禮仕候事と存候得共如此無益の費を省き當今下層社會の窮民殊に一時刑辟に觸れ放免の際全く眞心に復し改悛の功顯はれしも衣食の資なく復又境遇の爲に錯を生ずる者を救濟する保護會の如きものに向つて涓滴を表するは少女在天の靈を慰むる後世の最大紀念と存し併て諸彥の厚意をも空せさるとを信し申候依て前記の金圓を寄附致候間宜敷御採納被下度草々敬具
明治三十二年十月十八日
柏田盛文
茨城縣保護會副會長野口謹造殿

○高知縣通信摘錄

高知縣に於ては縣下の有志諸君の間に夙に出獄人保護事業の必要を認め兼て凝議せられつゝありし所なりしか本年七月に至り議、漸く熟し定款を定め高知

縣出獄人保護會なる名稱を以て社團法人設立認可の義を內務大臣に稟請し本年九月十九日を以て許可せられたるを以て目下會員募集中にして既に會員凡そ二百餘名に達し尙追々加盟申込の向も少なからずと云ふ、出獄人保護會を法人組織とせしは蓋し高知縣を以て嚆矢と爲すべきか、而して同會の會長には同縣會議長藤崎朋之氏副會長は安部正十郎氏其他評議員二十名にして同縣書記官笠井信一氏、警部長水本彖孝氏、典獄三浦貫氏も同會評議員に上任せられたりと云ふ

○沖繩縣通信摘錄

同縣知事奈良原男爵は縣治上輿望多きは勿論監獄事業には熱心なる同情を寄せらるゝ所あり殊に出獄人保護會の設置に就ては最も奬勵に努められたる結果、其組織漸く成り發起人の推選に依り自ら同會々長の任を甘諾せられ幹事の囑托評議員の選擧等も濟みたりとの事なれば不日其設立を見るに至るべしと云ふ、南海僻遠の沖繩縣に此擧を見る亦以て奈良原知事の博愛慈仁の情に厚きや之を推知するに難しとせず

雜錄

○小河監獄事務官講演　第三回

本稿は編者傍聽筆記なる其儘掲載し講演者の校閲を經ざるの嫌なかりしを以て或は誤謬の點なきを保せず豫め講演者及讀者に謝す

監獄參觀に就ての補遺

前回に於て監獄參觀の事を述へしか尙聊か參考の爲め補述し置かんに先回にも述へしか如く實務演習の事に就ては追々東京集治監並警視廳の監獄等を參觀し且監獄官會議の實況に就き實習を試みんとす、凡そ局外者か監獄參觀に際し第一に浮ふへき觀念は其建築衣食其他勞働の實況を以て普通人に比し餘り優劣なしとの感を起すへきこと是れなり、之を換言せは監獄生活は下等社會の生活より比較的有福なるを以て進んで罪を犯すに至るの掛念を抱くもの十中の七八は比々として皆然るへきに此場合に於て當局者自ら之に雷同贊成の意を表する者さへなきにあらず是れ誤解の甚たしきものと謂ふへし今試に右等の參觀者に對する監獄官吏の答辯とも云ふべき事を述べんに監獄は自由を剝奪し是に依て精神上に苦痛を感しめ犯者に改良を爲さしむるを目的とす故に刑罰即ち自由刑の執行は其目的を達する必要の範圍に止めさるべからず、然るに若し其衣食住若くは勞働を以て苦痛を與へさるへからすとせは自由刑の執行は終に其必要條件以外に及ひ健康又は生命の上に影響を及ぼすことゝなり自由刑は變して生命刑或は體刑を施こすことゝなるの虞あり、古昔は刑罰は身体に直接に苦痛を與ふるにありたりと雖も今日は勞働は畢竟自由刑執行の手段たるに過きさることゝなれり、現に日本の刑法か自由刑を採用したるは日本の社會に適當なりと認めたるにあるを以て之か執行に就ては十分適當なる方法を講し勞働其他衣食等に斟酌を加へさるへからす、然るに改良せられたる監獄に於て尙衞生殊に死亡の比例は如何と云ふに普通良民の死亡は百人中一乃至一半の間にあるにも拘はらす監獄は百人中の四五、若くは甚たしきは百人中すに達する實況を呈せり、之を要するに監獄の改良は人力の爲し能ふ限に於て衞生を重んし死亡比例を減するは自由刑執行の手段として是非盡さゝるへからざる義務にして之を一言せは我々自由刑の性質目的を全ふするか爲めに監獄の改良殊に衞生給與を重んするにあることを記憶せさるへからすと云ふにあり

○收監の手續に就て

（第六條參看）

監獄則第六條は收監の手續を規定したるものにして新たに收監する者ありたるときは令狀宣告書執行指揮書其他適法の文書を查閱し云々とありて即ち監獄則施行細則第一條第二條は之に關聯せり監獄則第六條は監獄管理法の端緒となり骨子ともなる尤も大切なる箇條にして即ち監獄生活の始期を規定する條文なりと云ふて可なり、收監手續の前に入監の手續あり入監の手續とは監門を潛るの手續にして其身柄を領收するの手續は即ち本條に依り監獄の籍に移すの順序にして入監手續も又收監の手續と同樣愼密の注意を加ふるを要す揭著獄務要書第百六十頁を參照せられんことを望む

監獄に收監すへき者を別て四人、刑事被告人、懲治人、刑房留置人留置者及乳兒とし更に四人を細別し

て徒刑、流刑、懲役、禁獄、禁錮及拘留とす日本の監獄則は拘禁すへき囚人の區別を明記したるに過きすと雖も各國の監獄則は其囚人の區別を明記したるのみならす尚此他に收監區域を規定せり收監區域とは例へは我國の假留監聯合區域の如し

予か茲に特に留置者と云ひしは本年法律第六十八號を以て發布せられたる外國艦船乘組員逮捕援助法第七條第九條に依り外國領事官の依頼ありたるときは外國人を我監獄に留置し得る旨を規定せり此場合には檢事か逮捕狀を發し犯人の逮捕に從事す其逮捕狀は刑事訴訟法の句留狀と同一の効力を有することは此法律の規定する所なり而て監獄に收監し得へき者は以上列記の外、拘禁すへからすと云ふも可なり此外稍ゝ疑あるものは民法第八百八十四條の懲戒場入の言渡を受けたる者を沿革上或は情願懲治者同樣に看做し監獄の懲治場に留置することを得るやと云ふに其名稱及其性質を異にするを以て監獄局に於ては之か拘禁を拒みつゝありて決して之を監獄に收監すへきものにあらすと信す今一つ疑の點は商法第千二條に裁判所は破產の宣告と同時に債務者の財產又は其身体の拘留を爲すことを得とあり然れとも此拘留は警察留置場に留置すへきものにして一應は警察留置場は監獄の一種と云ひ得るも此場合に於ては行政警察の側にて留置場に入るゝものにして警察留置場は即ち二個の目的を有することを忘るへからす

徒刑及流刑囚は集治監假留監に於て懲役囚、禁獄囚、禁錮囚、拘留囚及徒刑の婦女は地方監獄に於て刑事被告人は拘置監に於て別房留置人は監獄の別房に於て乳兒は其女囚を拘禁する監獄に於て懲治人は懲治場に於て留置者は監獄の留置監に於て之を收監し尚又拘留囚及罰金換刑の禁錮囚は便宜之を警察署内の留置場に拘禁することを得以上は別に解釋を與ふるの必要なしと雖も本年法律第六十八號に依れば單に監獄とありて囚人監か將た拘置監を指稱ずへきやと云ふに無論拘置監を指したるものにして拘置監の一部を區劃して其内に入るへきものと信す故に若し拘置監のなき地方に在て此事實の生したるときは囚人監に之を收容することを得るやと云ふに予は絕對的に之を收監することを得ざるものと信す

右の如く監獄に於ては凡て其規定以外の者を收監することを得ざるは勿論なりと雖も押送途中に係る一般の囚人又は刑事被告人を沿道地方の警察留置場又は

各種の監獄署に收監し又餘罪發覺の爲め刑事審問中に係る囚人を便宜地方監獄に於て之を拘禁し其他假留監の都合に依り徒刑流刑の囚人を一時地方監獄に拘禁するは格別とす(以上十月十四講演)

適法の文書即ち一定の書類なるものは收監の要件たるは勿論なるも書類と共に身柄を受取ること必要たり故に例令書類は具備するも管轄以外の身柄を收監し得さるは又勿論なり例令刑事被告人を地方監獄に囚人を拘置監に收監し能はさるか如し第六條中に令狀宣告書執行指揮書其他適法の文書とあり令狀は刑事被告人に對し囚人には宣告書執行指揮書等を指すや然るに改正法文には其他適法の文書なる數字を加へたるは大に意味あることなるに或は拘引狀にて引致し來りたるときは之を拘置監に收監し得るとの解釋を持する意見ありと聞く、然れとも茲に所謂適法の文書とは例へは懲治場に入るへき命令書の如き又別房留置人に對して相當官衙の證明書又は復申書(例へは刑餘者に對し住居なく又は引取人なしと云ふ警察官署の回答書の如き類を云ふ)なくんは別房に留置するを得ざるなり多くの地方に於ては警察署の回答書を以て爾かく之を重要視せすと雖も予は別房留置人に對する純然たる適法文書との認むるのみならず又單に歸鄉旅費なきのみの認定を以て別房に留置するは甚た不都合なりと認めざるを得ず、茲に其旅費の有無に就ても其家元の資力如何を調査し一定の調書を備置くを要す又押送の途中に在ては必要の文書を不時の變災に依り紛失することを失すべからずとせば其紛失したる押送官署の證明書を以て適法の文書と認めざるを得ざるなり法律第六十八號外國船舶乘組員逮捕援助法に依り逮捕狀を以て引致したる者は句留狀と同一の効力を有すとの規定あるを以て該逮捕狀は取りも直さす收監に必要なる令狀なり其他監視に付せられたる者にして監視の期間中其住所を失ふたるときは再び之を監獄の別房に留置し得るの事實を豫想し得るか如く又換刑命令書も一の適法の文書と云ふの立法の精神なりとす、即ち施行細則第一條は監獄則第六條の必要の文書を包括的に須るたるは重複の嫌ひありとの疑團を抱くありと雖も細則第一條は第六條より、多くの場合を豫想したるものにして押送の場合に於ては一切の關係書類を添付せざるへからざる等の如き謂はば總ての規定を網羅せしむるの精神なり、故に予は必要の書類を分て絕

對的文書普通文書の二種類に別たんとす甲は即ち監獄則第六條の文書を指し乙は絕對的文書の外細則第一條に包括せしめたる廣き範圍の文書を指す、茲に注意すべきは監獄相互間の押送即收監に就ては絕對的必要文書の外普通文書を添付するを要するは勿論殊に本人の身分帳は必ず之を添付するを要す

獨乙の獄制に依れは相當官衙若くは警察官より送付し來る者に限り必要文書の添付なきも取締上の必要ある場合に於ては一時假りに收監することを得るの規定あり但此場合に於ては二十四時間內に典獄より監督官廳に上申して指揮を受くることを要す是れ全く稀有の事實を豫想したるものなるも此等の變則的收監を許するの手續を取れる一方に於ては必要の文書を具備するも疾病者、懷姙七ケ月後の婦女泥醉者若くは非常に不潔なるもの、如きは之か收監を拒絕することを得ることゝなれり（疾病者中には傳染病者は勿論獨乙に於ては刑罰を執行するに足る健康者たるとの證明あるを要す）然るに我國に於ては重病に罹り步行する能はさる者又は臨月に垂んとする婦を引致し來るも之か收監を拒絕し得る規定なきを以て追ては是等の規定を設くるの見込なり（拙著監獄學第一三三頁參照）又我國に於ては收監の時間に制限なきを以て黃昏夜間に收監の手續を爲すこと多しと雖とも獨乙に於ては冬季は午前八時乃至午後二時の間、夏季は午前七時乃午後七時迄と限り而して內午後一時より三時迄は午食後の休憩時間として收監の手續を履行せざることゝなれり又入監者ありたるときは主任者は收監に必要なる書類を查閱して之を確收するも同時に本人を書類に對照して之を確認したる上にあらざれは領收證を發すへからす是等其人違なきを保するの精神なりとす

監獄則第六條は施行細則第二條と關聯するを以て之を述へんに新たに入監したる者には通身檢查を行ふことを規定せり即ち通常檢查には二個の目的を有す、一は人相、骨格、特徵、体質等を調查し他は危險物又は應禁物を包藏するや否やを檢查するにあり檢查の方法は細則第九條の規定を適用すへきものにして山上敎授より聽講せられたるへきを以て之を詳述せす獨乙の取扱方を述へんに獨乙に於ては收監の際必す入浴せしむるを以て身体の檢查携有物件領置の手續は總て入浴の機會を利用することゝなれり尤も女囚の身体檢查に就ては凡て女監取締に一任すること

ゝなれり我國に於ても改正施行細則に於ては女監取締二人以上とせり小監獄に於ては必す二人の女監取締なき場合あるを以て是等の場合には臨時備として看守の妻等を撰み置き之を勵行することを要す而して二人の內には必す一人は上班者を以て之に充て執行者臨監者に充つるの注意あるを要す

施行細則第二條には名籍原簿に其要項を詳錄すとあり名籍原簿は即監獄の戶籍臺帳にして其記載事項は愼重にして簡明且正確なるを要す現行の記載例中人相特徵の欄必要事項なるに拘はらす甚た粗漏なるを免かれざる實況あり其理由は多數の入監者に對し僅少なる時間內に正確調查し記帳する能はざるに依るへしと雖も予の考へに依れは名籍原簿は現行の規定を改め可成之を簡略にし其人相特徵等は別個の帳簿とし其管理は寧ろ監獄醫の主管に讓り健康表と共に編綴せしむることゝせは身分帳の健康欄は之を削除するも可なるへしと信せり而して之を正確ならしめんには現今佛國に實施せる骨格測度法に依るを便且利とす、其詳細は他日に之を讓らん名籍原籍の改正に就ては兼て種々使用上の不便論ありしを以て昨年典獄諮問會に付し改正意見を諮問せられたるに單に取扱に不便なるを以て日本帳に改正せられ度との意見に過きすして其內容即ち記載例に就ては斬新の意見を聞かさりしは予の遺憾とする所なり故に予は今日尙西洋帳の日本帳に比し種々の便利を認むる者なりと雖も現行の名簿原籍は統計材料に供せられつゝありやと云ふに未た充分なりと云ふ能はざるが如し、予の考に依れは統計材料は單純の單名表を作り總ての材料を網羅せんと欲す聞く所に依れは石川縣島根縣等に於ては現に單名表を作成せられつゝありと云ふ是れ大に予の同意する所にして本省に於ても目下調查中なり他日實行の上は原簿の記載例は充分之を省略するを得へしと信せり現今の取扱は之を改め入監簿には各其收監事故月日位等を記入し一と先新入監房に入れ置き整日仔細に調查せんことを欲せり、尤も新入監房は只一夜の事ゆへ其戒護をさへ嚴重にするときは格別の差支なかるへしと信せり、要するに名籍原簿の雛形は可成之を簡略にせんことを望めり今日現行の樣式は獨乙の內務省所管の監獄の樣式に摸倣したるものにして司法省所管の監獄に使用するものは大に簡畧となれり元來獨乙の內務省所管の監

例第一號　刑事被告人名簿原簿記載例

1	2	3	4	5		6	7	8	9		10	11	12						13		14	15	16	17
番號	氏名	身分職業	住所	年齡		宗教	押送者ノ官氏名	收監ノ年月日	令狀		被告事件	出獄ノ年月日	出獄ノ事由						出獄事由		在獄日數	領置簿ノ番號	第二號原簿番號	備考
				數年	生年月日				官廳	日附			釋放	執行	死亡		逃走	他ノ官ニ押送	官衙	月日				
															普通	變死								
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								

備考　第十一號出獄事由ノ欄ニ他ノ官ニ押送トアルハ其事由ノ生シタル縣ニ關係ヲ引キ他ハ左ノ如シ

例第二號　四人名簿原簿記載例

1	2	3	4	5		6	7	8	9			10				11	12	13	14	15											16	17	18	19
番號	氏名	身分職業	住所	年齡		宗教	罪質罪名	確定ノ日	刑名			刑期				拘留狀月日	刑期計算日	入監年月日	出獄年月日	出監ノ事由											在獄日數	領置簿番號	第一號原簿番號	備考
				數年	生年月日				笞	城單禁狀	血拘留	年	月	週	日					利期滿張	病院	仙臺押送	刑ノ申込	假出獄	死亡	普通	變死	逃走							
1																																		
2																																		
3																																		
4																																		
5																																		
6																																		
7																																		
8																																		
9																																		
10																																		

第三號第四號の原簿は此に必要なきを以てこゝに略す

獄は懲役監にして我國の集治監の如く長期刑の者を拘禁する所なり、司法省所管の監獄は刑事被告人及短期囚を拘禁する所にして從て出入頻繁なるを以て頗密なる名籍原簿を我地方監獄に一般に使用するは甚た遺憾なり故に今日より之を考ふれは寧ろ現行の名籍原簿は其記載例頗累に失するを以て可成之を省略せんと欲す、今司法省內に使用する名籍原簿の樣式を述へ諸君の考案を煩はさんとす、獨乙司法省所管の監獄に於ける名籍原簿は之を四種に別ち第一號は刑事被告人の原簿にして第二號は民事囚第四號は拘留囚のものにして第一號、第二號は各男女に區別せり我國現行のものは即ち總合原簿なりと雖も是非之を各別に區分するの必要を認む今諸君の參考の爲め獨乙に使用する第一號、第二號名籍原簿の書式を擧けん(以上十月廿八日)

本日は前回に引續き名籍原簿の記載方に就ての注意を述へん

名籍原簿の紙數は數年間使用するに足るの見込を付け五六年間は之を繼用するを可とす、名籍原簿の記入は實際囚人刑事被告人の入監の順序に依り記入するを要す

第一號　刑事被告人名籍原簿

第二欄の身分職業は其從事する業名を記し、第八欄の收監の年月日は其時間をも附記するを要す、而して第一乃至第十の各欄は收監後直に記入し記入し了れは令狀の最も看易き箇所に第一號名籍原簿の第何號と記入し索引に供す

第十一欄の記入は如何なる場合を問はす即時に之を記入し第十二欄は該當事由の欄に縱線を引き他は餘白とす、第十四欄は第八及第十一欄を對照し之を算出記載すへし但入監日は全一日とし出監日は之を算入せざるなり

第十六欄は刑事被告人にして刑の確定後同一監獄に於て執行する場合に記入するなり

第十七備考の欄には第一乃至第十六の各欄に適合せさる總ての必要事項を記入す例へは刑事被告人控訴し他監に押送せしときは第十二欄他管押送の欄に縱線を引き本欄に某控訴院に押送と記し又共犯者あるときは其共犯者の原簿の番號を記するの類なり

第二號　囚人名籍原簿

第一乃至第六欄は第一號名籍原簿に同し第九欄一

人にして數刑を有する場合は各刑の執行の都度之を記入し一の宣告に於て數個の刑を言渡されたる場合は又同し第十欄の刑期は宣告書に依て記入す但未決拘留の期間を刑期に算入せらるゝときは相當刑期の下に算入せらるへき未決拘留の期間を控除一更に倘實際執行せらるへき期間を記載するなり

刑法草案第九條に「未決拘留日數は左の區別に從ひ本刑に算入す但本刑一日又は一日に滿たざるものは算入せす」とあり參照すべし

一、懲役一日に付拘留六日

二、禁錮拘留一日に付拘留三日

三、罰金科料一圓に付拘留三日

但一圓以下と雖も亦同し

第十三欄には實際入監の時間を正確に記すへく第十五欄の病院に送付したる場合に於ては病院に於て經過の日數は特別に裁判所の決定なき以上は凡て刑期に算入すへく又刑の中止後收監の場合には更に新番號を付し原簿に記載すへし第十六欄は第十三第十四欄に依り算出記入す而して第十九欄備考其犯の記入は第一號原簿の例に依る

刑期滿限後若し他刑を執行する爲め或は餘罪に依て未決監に移して拘禁し又は警察署に送付したる場合は其事由を備考の欄に記入し置くべし、而して又入監の囚人か若し曾て囚人として入監し第二號原簿に記入せられたるものなるときは其囚人の名籍原簿の番號を記入し置くべし

第一第二の名籍原簿には必す索引簿を調製し置くを要す、索引簿は新入者に就き其要項を名籍原簿に記入後直に氏名のいろは順を以て記入し當該者の番號に依り索引の便に供するか爲めの帳簿にして原簿と同樣監獄の臺帳なるを以て永久保存の簿冊に屬すへきなり

入監簿及出監簿　此二個の帳簿は其樣式を同ふし刑事被告人、囚人は各別に之を作り刑事　告人にして同監獄の囚人監に移されたる場合に於ては被告人の出監簿に出監とし囚人の入監簿に入監と記入し、囚人又は刑期滿限後同一監獄の拘留場に移されたるときは亦前例に依る、又同一囚人か他刑を執行せらるゝときは其都度各別に出入を記載すへし

入出監簿樣式

番號	月日入監年月日	氏名及身分	種類ノ者監入								入員	
			甲	乙					丙		甲乙丙ノ合計	
			刑事被告人	入囚					民事囚			
				禁錮		懲役		拘留				
				女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
1	2	3	4	5		6		7		8		9		10
1														
2														

本編は警察監獄教授留岡幸助君か曩年久しく北海道集治監に教誨師として親しく罪囚の感化に身心を投し傍ら歐米各國に於ける監獄改良の沿革歷史を研究せられ尋て擲身以て米國に航し二年有餘の間各洲の監獄々慈善事業を歷訪せらるゝ所あり、去る明治三十年中錦囊を多齎し歸朝後潛心措劃せられたる結果、今回顯はれて家庭學校の設立となり、公務の餘暇を以て獨力敢て斯大事業を遂行せられんとし世に公表せられたる設立趣意書なるもの即ち是なり、予輩は君か斯事業に極力贊意を表すると同時に君か這般の計劃を壯とし茲に其全文を掲載し以て廣く世間博愛同情の士に紹介の勞を採らんと欲す讀者幸に之を諒せよ

編者誌るす

○家庭學校設立趣旨書

不肖監獄改良は國家の急務にして一日も忽にす可らさることを認め、身親しく罪囚と交り數旬の職にあること數年。實際又は理論上より犯罪の原因、犯罪の救治、犯罪の豫防等に就き、或は內地に於て、或は外國に於て研究せし所少しとせす。而して晩近朝野の人士、監獄改良の忽諸に付すへからさるを感し之を論究するに至りたるは、洵に國家の爲に喜ふへき現象なりと雖、如何なる方法を以て改良す可き乎の實地問題に至りては、皆均しく茫洋の感なき能はす。論者或は其急務とする所を擧く、曰く監獄費國庫支辨、曰く分房監建設、曰く監獄則改正、曰く出獄人保護、其方策一にして足らすと雖、余の見る所を以てすれは、少しく他と異なる所あり。蓋し犯罪を減少せんと欲せは以上列擧したる數者の改良は、必要欠く〳〵からさるものなりと雖、苟も犯罪を豫防して社會の健全を保ち、國家の安寧を期せんと欲すれは、未た之を以て足れりとすへからす、宜しく其由て起る所の本源に溯り、犯罪人發生の原因を究め根本救治の策を講せさる可らす。

抑々犯罪人の本源は不良少年にあり。歐米各國に於て、犯罪人を減少せんか爲に、各種の改良を爲すものは其力を犯罪豫防の感化事業に致さゝるもの殆んと稀なり。然るに我國に於ての監獄問題は稍志士の注目する所となりたるに過きすして、而かも適當の方法に依りて犯罪少年及不良少年を保護教育する感化事業の振起せさるは一大欠點なり。

文明各國に於て不良少年感化事業の最好成績を顯はしたるものは、英國と獨逸にして、英國は官民協同の感化事業に成功し、獨逸は其私設に於て最も成功し、大に犯罪者の減少を見るに至れり。英國の如きは人口我國と殆んと匹敵たるにも係らす、犯罪者の總數僅に三万內外に過ぎす。之を我犯罪者の總數六万に比較せは、其差果して如何そや。必竟彼に犯罪者少くして我に多きは、素より種々の原因ありと雖、其重因として見るへき者は、彼國に於ける感化事業の發達進歩に歸せさる可らす、最近の報告に依れは、英國の感化院數は二百二十九箇にして、在院者の總數概ね三万人なり。然り而して之か爲に支出する經費は每年四百五十万圓なりと謂ふ。四百五十万圓は即ち我一年の監獄經費と相匹敵せり。必竟英國に犯罪者の少數なるは初期に於て犯罪の萠芽たる不良少年を救治する機關の完備せるか爲なり。

明治三十年一月　英照皇太后陛下崩御あらせらるゝや、減刑令の結果として放免せられたるもの凡そ一万人の中、再犯者として監獄に復歸せしもの百中七十六人と八分八厘なりき。然るに英國「レツト、ヒル」感化院の成績は退院者の百中九十人は全然改良

せられたるか如き、其成蹟の顯著なるを以て知るへし。苟も彼を思ひ我を顧る時は益し思ひ半ばに過るものあらん。

世多くは不良少年を改善するの難きを嘆息するものあり。雖、是れ必竟局外者の皮相觀察のみ。不良少年の多くは思むへきものにあらすして寧ろ憐むへきものなり、彼等の多くは、幼にして父母を失ひ四方に流浪し、假令父母ありと雖も、其家庭紊亂して秩序なく、實に罪惡の練習所と異ならす。彼等は實に知らす識らすの間に不善の境遇に陷るを免れす。必竟彼等に不良の傾向あるは全く之か爲なり。或は天災地變に遇ひ一家離散衣食に欠き、或は流離顚沛に際し道路に彷徨し、往々惡化せらるゝものあり。是れ豈獨り其人の罪のみならんや。抑も亦境遇の不良なるか爲なり。是を以て彼等をして純良正直の人たらんしめんと欲せは彼等の境遇を一轉し、之をして善良なる家庭の裡に置かさる可らす、他無し境遇の順逆如何は即ち彼等に取りて死活如何の問題たれはなり。不肖深く此に慨する所あり、自ら揣らす今回不良少年の爲めに家庭學校なるものを設立し少年の開導教養を以て任し、社會の爲め聊か微力を効さんと欲す、仰き希くは大方の有志諸君、余の微志を察し斯事業を完成するに贊成せらるれは獨り余輩の幸福のみならす實に社會人民の幸福なり。

明治三十二年十一月

東京府北豊島郡巢鴨村大字巢鴨
二千六百十七番地
家庭學校々長
留岡幸助

○清浦閣下の講演を服膺して所思を述ふ

越前福井　古野喆央

予は明治二十三年監獄官練習所設立せられたる其當時警保局長たりし今の清浦司法大臣閣下の各府縣典獄に對し訓示的講演せられたる筆記を常に寥々服膺して寸時も脳裏を脫せす否服すること自ら免さゝるものなり其講演中監獄事務を改良せんとするに付先つ第一に改良すへきは監獄官の服従すへき紀律なりとす紀律嚴正ならされは監獄構造の堅牢且つ洪大なるも雖も此主旨を下僚全体に懇篤丁寧に教養するにあらされは動もすると上官の綱密周到なるに驚き或は窃かに不平を抱くものあるやも計りかたし宜しく誤解なからしめさる樣注意せさるへからす清浦閣下の講演中には監獄事務改良に付重門の一針とも云ふへき實に適切なる事項夥多にして吾人斯道者に於ては最も熱心に此方針を確守し改良に尽瘁せすむばあるへからす固と監獄は紀律の府なり紀律嚴然たらされは事務の改良擧らす紀律は官務の柱礎なり司獄官にして紀律なきは是れ司獄官なきなりと閣下の講演せられたるは眞に宜へなり然り而して茲に事務改良手段として予は一考案あり他にあらす從來の司獄官往々司獄官として完全ならざるものあり極端に云へは司獄官にして不具なるものあり一例を示せば戒護事務に練熟せるも庶務に精なり會計事務に巧みなるも戒護に乏し庶務に妙を得るも會計事務に未熟にして監獄事務全体に通曉するもの多からす故に一朝事務の都合に依り分掌變更せらるゝときは中に頗る困難なるものなきにあらす不具者とは則ち是れなり又若し欠員等ありて他課員をして一時補助せしめんと欲するも實際大に差支へあることあり從て事務の澁滯

以て恃むに足らす監獄官吏の多數なるも以て其用を爲さす精神爲めに萎靡し身体亦枯瘦す恰も病根の腦に宿るか如しと眞に然り元來司獄官たるものゝ主たる職務は間斷なく嚴密に其下僚の執務を監督ずるにあり故に下僚の分掌は充分明瞭に之を確知し苟くも分掌例に規定したる所のものは細大論なく着々之を遵奉せしめさるへからす由之上官たるものは下僚をして誠意忠實を以て其事務を執り且つ嚴正に紀律を維守する精神を喚起せしむるにあり其法他なし躬を以て下僚を率ひ黽勉努力して職務に忠勤熱心なる模範を示すにあり苟も部下に放任し自ら省みす單に其椅子を占むるのみにして部下の提出する文按に官印を捺し以て其職務を盡せりと云ふか如きは到底改良の器にあらす昔日の司獄官中には官印木偶的の上官は往々なきにしもあらす又之れを戴きて却て悦服する下僚ありしと雖して其悦服する所以のものは事務の繁劇なるを厭ふに依ると嗚呼慨歎の至りならすや今日に在ては如斯木偶同然の司獄官は勿論右樣なる上官を戴きて快とする下僚もなかるへし今の典獄は恰かも一家の主婦の其家事に於けるか如く頭細の事に至る迄注意周到ならさるはなし下僚も亦然り然り

すること勢ひ免れかたし依て予は事務改良進歩の一手段として署員をして時々機會を見計ひ各自の分掌を變替せしめんとす例へは庶務員にして會計に戒護に變轉交替せしめ戒護敷導するときは終局に至り署員をして監獄事務の全体に悉く通曉せしむ然るときは本人は勿論官に於ても頗る便宜を得ることゝ信す最も現今監獄學校入學生の如き卒業の曉には完全なる教育を受くることなれは何れの事務に從事せしむるも差支へなかるへしと確信するも其他のものと雖も圓滿なる實務の練習をなさしめ所謂不具を醫して健全完備せる手腕を揮ひ忠實なる精神を以て嚴正に獄務に執掌せしむるに至らは其結果として大に光彩の見るへき事實頭はるへし予は以上述へたる所に基き將來着々實行せんとするの意見なり卿か所思を述へ諸彦の一考を煩はさんことを乞ふ

獄事談叢

○小河岳洋先生茶話

折角の御訪ねでありますが、今日は別段御話する好材料のないのに苦みます、今度の雜誌には此頃接手致しました獨逸の雜誌に依って有名なる佛國陸軍大尉のドレーフスが、刑事被告人として監獄に拘禁せられて居る、其監房生活の寫眞を得ましたる故それをあなたの所の磯村君に御目に掛けました處が是非是を雜誌に轉載したいと云ふことで差上げましたから、多分それを揭げらるゝでありうと思ひますが、此ドレーフスと云ふ人は、會員諸君が既に新聞に於て、精しく知って居らるゝ所でありうと思ひますが、佛國西全世界に於ける近年未曾有の大疑獄の主人公であって、此事件の爲めに、佛蘭西に於きましては幾度か内閣の交迭を來たし、國内の大紛擾殆ど佛國革命の導火線と成らむとし、幾多の正義の志士をして憤慨悲憤の涙に禁する能はさらしめ、彼の有名なる大詩人のゾーラをして、遂に佛國に其身

を置く能はさらしめたる程の大事件であって事の起りと云へば何んでもないことであって、詰り佛蘭西人が猶太人種に對する敵愾心が正道を脫して此暴虐を逞ふせしむるに至ったと云ふ次第でドレーフスは其嫌疑に供せられたのであります、其事件の性質はドレーフスが軍機を巴里駐在の獨逸公使館の館員に漏らしたと云ふ嫌疑で、其事の冤罪であると云ふことは間もなく色々の方面から分明に成ったにも拘はらず、秘密の軍法會議に於て暗雲に押付けて有罪と決定して遂にドレーフスを佛蘭西領の「ドイフエルインゼル」直譯したならば鬼界ヶ島とでも申しませうか、其絶海無人の孤島に流罪するに至ったのであります、其事が外交上は勿論國内正義の黨派より問題がやかましくなりまして遂に再審を開くことゝなり、再審の結果彌々冤罪であることが明白に成ったにも不拘、軍法會議員の多數決で再び有罪に決し、同氏を十年の禁錮刑に宣告致しましたのを間もなく特赦を以て九月の中旬であったと思ひまするが放免するに至ったのであります、此寫眞は佛蘭西の未決監の監房内の狀況でありまするが、見らるゝが如く立派の寢臺もあり、又相當の部屋の飾付もあり、恰も普通の書齋の如き有樣でありまして、寫眞の内に「ベイア」抔もありまするが、即ち監房内に於て自由に喫烟することも許してあるのでありまする、斯樣な身分のある人に對して相當の待遇を爲す設備を有すると云ふことは、未決監の性質として斯くなければならぬことゝ思ひまする

學校の傭外國教師も彌々本月廿五日頃橫濱へ入港する船で着任するさうでありまして、其人物のことに就ては兼て御話を致して置きました、先月の雜誌に「外人教師傭入の確定に就て」と題する報知の内に「監獄科外國教師は佛國司法省に於て多年刑事に關する事務を主掌せられ殊に不良少年の懲治事務に精通し云々」と書いてありました不良少年の懲治事務に精通と云ふことは何處から御聞きになりましたか斯樣のことは何かの誤聞と信じまする、外國語の監獄事務と云ふことを或向きで懲治事務と誤譯してそれが公文と成つて一二回往復したとがありましたが或は夫等の邊より誤り傳へられたるものと思ひまする成程近年不良少年の懲治と云ふことに關しては監獄社會は勿論殊に獨逸抔に於きましては刑法學者社會に於て所謂刑事政策の側よりやかましく研究せら

れつゝあることでありまするから殊に今度招聘に應じて來朝するクルーゼン氏の如きは刑事政策の學派に屬する人だらうと思ひまする故に感化事務のことにも必ず研究を盡して居る人であらうとは考へまするが特に吾人が感化事務に精通して居ると云ふことは吾々の耳には未だ少しも入つて居らぬ所であります

監獄改良及監獄學發達の上に於て監獄に關する雜誌類の効能が非常に大きくあり又現に偉大の働を爲しつゝあることは明かでありまするが今日に於きましては各國少くも一種の監獄雜誌を發行して居らない所はないと申しても宜しうございます、獨逸に於て初めて監獄雜誌を發行致しましたのは今から五十七年前即ち千八百四十二年でありまして是は有名なる學者のユーリユスス、ヘルメル、クレントラップ三氏の編纂に成つたもので最初は毎年一回發兌でありましたそれが幾多の變遷を經て遂に千八百八十一年刑法學者として有名なるフリスト氏の刑法雜誌に合併せるゝに至りました、此刑法雜誌は今日に至るまで引續いて發刊されて刑法に關する雜誌としては全世界に有名なる物の一に算へられて居りまするが此雜誌は毎號監獄に關する論説記事を掲載せられて居りまするので監獄社會にも大いなる勢力を持つて居りまする專門の監獄雜誌としては千八百六十四年の創刊に係る監獄協會雜誌が發行されて居りまする、是は不定期の刊行でありまするが近來は大概三ケ月に一回位宛出版して居りまする、此外矢張專門の監獄雜誌として北部獨逸監獄協會雜誌と云ふ者が千八百七十八年以來發行されて居りまするが是は極めて不規則の出版でありまして一年に一回出すこともあり全く發行しないこともありまする、伊太利亞には前の監獄局長であつたベルトラニ、スカリヤ氏の主幹して居りまする監獄雜誌がありまする是は千八百六十八年の創刊で此外かに尚一種類の專門雜誌かあります佛蘭西には毎月一回刊行の監獄協會雜誌かありまするが是は廣く外國にも普及して居りまして監獄に關する雜誌としては世界中に最も勢力を有するものでありまする(千八百七十八年の創刊に係る尤も佛蘭西では今から七十年前頃に既に監獄の雜誌として見るべきものはあつたと云ふことであります、英吉利及亞米利加に於きましては完全なる定期刊行の雜誌はありませぬ、英吉利抔に於ては普通の新聞や雜誌に監獄

に關する事項を偶然することが非常に多いものでありまするが故に專門の雜誌を刊行する必要がないと云ふことでありまする、英國の社會一般が監獄に關する志想に富んで居ることは實に感美の至りであります、尤も英國にもホワルド協會と云ふ監獄社會の團體がありまして有名なるタラック氏が主幹と成つて居りまするが、此會から時々報告体の雜誌が出版されて居りまする、亞米利加にもフヒラデルヒヤに於て出版して居りまする「ヂヨルナル、オフ、プリソン、チズチプリン」及ワエンス氏の聯邦監獄の如きは隨分有益なる雜誌として見ることが出來様と思ひまする、此外かに萬國監獄會議の機關雜誌がありまして毎年四回宛刊行されて居ります、第三回萬國會議を羅馬に開きました折に監獄改良を圖るの手段として廣く監獄關係の書籍雜誌類を蒐集する所の書籍館を設立するの必要なることを議決致しましたが、是に依て近來では各國の監獄協會抔の設計に依て段々此議決を實行する方針に向つて努めて居ります、現に佛蘭西及獨逸の監獄協會抔には澤山の書籍や雜誌の類が集められて居りまして殆ど書籍館の体裁を爲して居りまする、此事は既に前回も述べた所でありまするが早晩我監獄協會も自分の建物を有する様になるでありませうと思ひますからさうしたならば書籍室も設けらるゝことが出來るであらうと思ひまする、猶又萬國會議に於きましては其機關として適當の地に中央書籍館を建てまして各國より廣く監獄關係の書籍雜誌の類を集めたいと云ふ希望を議決致しましたが是は今日に至るまで未だ實行を見るに至りませぬ

監獄茶話會

○偶感

(於神奈川縣監獄講話會)

豐野胤珍君

私は今日此講話會を御聞きになるに就て小河さんかち自分も行くから共に行つたらドウカと云ふ御話で御同伴して參つたのであります、左樣な次第でありますから今日は御話を伺ふ積りで參つたので私か御話することは曰思ひも及ばぬで參つたのであります、然るに有馬典獄から此所へ參つた以上は何か御話を

しなければならぬ、何んでも構はぬからせよ、斯ふ云ふ嚴命を蒙つたのであります、ア私は極く學問もございませず、且又實際の經驗も至つて乏しい者でありますからして、別段爰に演題を掲げて御話する丈けのことはないのであります、此演說をする人に聞いて見さするに此演說をするに一番むつかしいのは演題の撰定である、誰でも學者が苦しむ、恐らく小河さんに承つても御同感であらうと思ふ、況んや私の如きは即坐に撰定の出來る筈がない、唯諸君の御參考の爲めに私か司獄官になりました以來今日まで非常に苦しみをしましたことと非常なる失敗をしましたことと大恥を曝らしたこと及非常なる自分の一身に就て發明をしたこと此經歷をあなた方に御話しやうと思ひます、滿場見渡した所此所に御出での御方は司獄官の御方で殊に看守の御方が大部分を占めて居る樣に思ひますから私の話は重もに看守諸君に御談するのであります、幸に諸君が職務御執行上御參考になれば滿足するのでございます（謹聽）

私は司獄官に成りまして恰ど滿二ヶ年になります、前一ヶ年は殆ど夢中で暮して仕舞ッた、監獄は如何なるものであるかと云ふことが私の胸裡に分らない切りに考へて研究したが分らない、然る所突然に東京市ヶ谷、即ち沖に碇泊して居ります監獄丸へ乘組の命を受けました、監獄丸と云ふ船はドウ云ふ船だか分らぬが仕方がないから乘組んだ、所が幾世紀に得た船だか、船体を叩いて見ると大分腐朽して居る偉大の船であります、船室部を叩いて見るとポク〳〵言ふて居る監入ッた大船であります、所で此船を如何にして運轉したら宜からうかと云ふ事は第一着ゞ私の腦髓に感じた、此偉大なる船は何世紀の頃に得た船か分らない、それは如何なる方法手段に依て運轉するかと云ふことを第一着に腦髓にピンと感じた、併し此船を運轉するには中の機械はドウ云ふ機械があるか此機械の詮索をしなければならぬ、此腐朽した大船を運轉するには餘程善い機械があッて吾々の手足の如く圓滿に運轉することてなければ到底出來ないと云ふことを感じたから中の機械に如何なる働きを爲すかと云ふことを私は直ちに詮索しました、所が機械丈けは稍や文明的になつた物もあれ共近頃發明になつた機械もあるし又數十年前に拵らへた機械もあるのです、先づ是ならば一つ運轉が出來樣かと云ふ感じを起したのであります、それから

一方見渡すと此時勢の進化は實に恐るべきものであつて日に益々時勢が進んで居ります、到底普通の機械では運轉することは出來ない況んや腐朽の大船ですから、此大船を運轉するは非常に艱き且圓滿に運轉する機械でなければ動かすことは出來ない、斯う云う感じを起したのであります、今申す通り段々此機械の詮索を始めた所が凡そ分ッて仕舞ッた、扨て是から此機械を運轉しなければならぬと云ふて此機械を掘はして見た所が中々機械は動かない部分々々に油を注して見たが効かない、それからドノ部分に破損が出來たか知らぬと云ふので動かして見ると自分の意の如く運轉しない、私の親愛する有馬典獄は私の前任者で此機械の運轉に就ては恐らく餘程の苦心をせられたに違ひない、有馬君などが修繕された形跡か遺ッて居りまり、油を注された跡も遺ッて居ります、併し御承知の通り有馬君が市ヶ谷丸に乘組まれたのは極く僅少の間で、まだ油も充分注す餘地も無かッた、斯の如き精練なる有馬君が今暫く此船の船長をして居られたならば、假令船は腐朽して居つても殆と十九「ノット」以上の船に越す所の運轉が出來たではなからうかと私は思ふのであります、それからマア段々乘出さなければならぬ彌々出帆しなければならぬと云ふ場合に迫ッて來た、それから出帆して見たが中々船は先へ行かない、行かないのみならず稍ともすると轉覆しさうな勢いだ、是は甚だ困ッちまッた、此四十万の人命財産を載せて居る船が市ヶ谷の沖に轉覆せむとした殆と驚ッた、ドウ云ふことにして行ッたら宜からふかと云ふことを段々研究しまして畢竟是は船長の手腕の鈍いのであるから今少し此船長が運轉の術に長じたら假令機關は不充分でも運轉の道は付きさうなものだと云ふ感じを起しまして爾來日夜非常に研究を致しました、其研究をするに就ては大なる目的がある、是非とも神戸まで行ッて見たいと思ッた、それから品川から段々先へ行ッて見た、其内に道が分らなくなッた、ドッチへ行ッて宜いか分らぬことになッた、其時分小河さんに聞きました、それからマアどうか斯うか先きの方に行けさうになッて來た、稍や靜岡沖に行つた時分非常なる失敗をした、失敗よりも寧ろ大恥を掻いたそれはドウ云ふことかと云ふと、私は正直に御話して仕舞ふのですよ、或人に途中て遇ふた、れ前何處へ行くのだ、私は何處其所まで行く積りたと答へた

今通過して來た道は何處であると問はれた、私は振返ッて分らない困ッた、それは或時に監獄參觀の人があッたのです、お覽なさいと云ふので色々世間話をして居る内に典獄閣下の脇に掛が札けてある、此札には職員が何人囚人が何人何が何人と書いてある、一番仕舞に懲罰と云ふのがあッて懲罰の内には闇室減食、昇禁と斯ふ三つ書いてあります、其人が私に向ッて暗室はどう云ふものかと質問した、それは斯う斯う斯う云ふものだ、減食はどう云ふものか、それは斯う云ふものだ、昇禁とはどう云ふものか、それは斯う云ふものだ、仕舞に獨慎と云ふのへ目を付けて是はドウか……私は詰ッて仕舞ッた、答辨出來なかッた、全く獨慎を知らなかッたです、實に驚入ッた、自分の身体から汗がビシと出て來た、其人は私の爲めに不幸にして試驗的に聞いたにもあらずして唯素人であッて何んの事か分らない人であるがドウか一寸判斷が付かない、去ればと云ふて其人に向ッて自分は知りませぬと言はれぬ、御承知の通り監獄の懲罰は典獄の無上の特權である、實に大切である、然るに此獨慎と云ふことを典獄が知らないと云ふはドウしても言へない、其人に向ッて嘘を言はうか私は嘘を曾て言ッたことはない、眞心に非常に恥ぢを與へる、併し仕方がない進退極ッたから嘘を吐いたのです、然るに幸にして其人は全く監獄の事は知らないからそれに滿足したらしい、追究しない、それで濟く私は虎口を逃れた樣な心持をした、併しながら退いて考へて見まするに、若其人が典獄に黒人であッて此所の典獄は獨慎と云ふことを知ッて居るかドウかと云ふて試驗的に聞かれたら、其人はドウ云ふ感じを起しませう、彼の典獄は餘程馬鹿氣た奴だ典獄の無上の特權の獨慎と云ふことを知らない實に阿呆極ッた驚いた奴だ、今日世間で監獄改良と云ふことを喋々して居るが、斯の如き典獄を以て監獄を改良するなぞとは實に思ひ及ばぬ話だと言はれても仕方がない、それから私も家へ歸ッて一晩寢ないで考へた、是は容易ならぬ話だ、斯の如きことでは自分の職責を盡すことは出來ない、と云ふことを感じました種々樣々調べてマア今では大概の事は御尊と受けても是は知りませぬと云ふことはない積り位になりました、モウ少し高尚の事で學理に關係するとか若くは法理に關係するとか云ふ事の質問でありますると、此方らのヒガミながらにも相當の理屈が付くと、併しなが事實を聞かれた時分は理屈も何も要らぬそれで今申しまする通り、段々調べて先づ凡そ自分の日當は付いて來た、見當は付いて來ましたが、私は段々考へまするに、自分の機械の内にさう云ふ人がありはせぬか、自分はそれで宜いが部下の内にさう云ふ人がありはせぬかと私は非常に心配して居るのであります、其事に氣が付きましたから、私は或時工場に廻ッて行ッて、其所の受持看守に向ッて、斯う私は聞たいのです、囚人が君に向ッて岡内さん典獄樣より私に向ッて作業をしなければならぬと云ふ仰である、きさまは米搗をしろと云ふ仰でございますが、此監獄で何が故に作業をしなければならぬものでありますか、私には一向分らない、ドウカ御說明を願ひます、斯う囚人が聞いた時分は果してそれにドウ說明するかと云ふことを一寸聞いて見たです、所が說明は出來ない、實は甚だ不滿足の說明です、甚だ困ッた話である、それで若も囚人が前に私が失策話を致した通り、其囚人が作業は何故監獄でしなければならぬものであるか、其理由を知りたいと云ふて聞いた時分は、兎も角御承知の通り今日は中々監獄には無著の者ばかり這入ッては來ませぬ、

併しながら事實を聞かれた時分は理屈も何も要らぬそれで今申しまする通り、段々調べて先づ凡そ自分の日當は付いて來た、見當は付いて來ましたが、私は段々考へまするに、自分の機械の内にさう云ふ人がありはせぬか、自分はそれで宜いが部下の内にさう云ふ人がありはせぬかと私は非常に心配して居るのであります、其事に氣が付きましたから、私は或時工場に廻ッて行ッて、其所の受持看守に向ッて、斯う私は聞たいのです、囚人が君に向ッて岡内さん典獄樣より私に向ッて作業をしなければならぬと云ふ仰である、きさまは米搗をしろと云ふ仰でございますが、此監獄で何が故に作業をしなければならぬものでありますか、私には一向分らない、ドウカ御說明を願ひます、斯う囚人が聞いた時分は果してそれにドウ說明するかと云ふことを一寸聞いて見たです、所が說明は出來ない、實は甚だ不滿足の說明です、甚だ困ッた話である、それで若も囚人が前に私が失策話を致した通り、其囚人が作業は何故監獄でしなければならぬものであるか、其理由を知りたいと云ふて聞いた時分は、兎も角御承知の通り今日は中々監獄には無著の者ばかり這入ッては來ませぬ、高等學校を卒業した者も、役人も這入ッて來る檢事をして居た者も判事をして居た者も這入ッて來る、昔の樣な囚人ではない、監獄署に這入ッてすら隱があれば權利を主張して居ると云ふ囚人が澤山あります、若も其者が監獄の何物たることも能く知ッて居ッた時分はアノ看守は工場で大變威張ッて居るが役業は何が故にするものか知らない、餘程馬鹿であると云であらう、さう云ふことを心配して居る、心配するのみならず囚人にして何が故に作業をするかと云ふことを知らなかッたならば、殆ど私は犬を引ッ張ッて來てチン〳〵しろ犬が物を呉れてチン〳〵する時分はまだ宜い犬は物を自分が食ふ爲にチン〳〵するのである、それを唯何も遣らずチン〳〵しろと云ふと犬は甚だ此家の主人は分ならい主人だと云ふて犬が怒らうと思ふ、それと同しで、監獄で事業をするは斯々の次第でやらなければならぬと云ふことを知らなければ何もならぬ、囚人に納得させなければ實に困ッても何もならぬ若納得しなければ犬を引ッ張ッて來て何も遣らずしてチン〳〵しなければ撲ぐるぞと云ふと同しことになる、それから又或工場で囚人が岡内さん私は今日賞票を三個迄頂戴致しました就

きましては賞票三個を持つ者は工錢の歩合が違ふ様に承ツて居りましたが今日から私は工錢がドウ云ふことになりませうか斯う聞いた時分、ドウ説明するかと言ひましたら是々説明が付かぬ、驚入ツた、頭りに頭を曲げて居る、是も一つ驚いた、それから教誨堂に配置した看守が戻ツて來た、ソコを捉まへてお前は今日教誨堂に行ツたがドウ云ふことを注意したかと云ふことを聞いた、さうすると其答に所謂教誨に感ずるや否やと云ふことに就て注意しましたマアそれなら宜しい、それから常の日に出獄の申渡をしまして次ひて教誨があツたのであります、それが濟むと、立會ツた看守を捉まへて、今日はドウ云ふ考で教誨堂に居ツたかと云ふことを聞きましたら、矢張イツモの通り四人の感否に注意致しました、日曜とか免役とか云ふ教誨と賞票を與れるとか假出獄をする教誨とは何か一つの區別がありはしないかと云ふことを聞きました、看守は頻りに考へて居りました、ドウモ區別はありませぬと云ふた、ドウモ實に私は驚いた、併し之は君方の罪ではない私の不注意の罪だから君方を責めない、之は全く吾々の惡いのであると云ふことを看守一同に謝したです、あなた方ドウ御考ですか、一寸した事ですが私は注意すべきことであらうと思ふ之に區別がありはせぬかと思ふ、然るに私の所の看守は區別を知らない、實に驚入ツた話だ、あなた方ソコにドウ云ふ區別があるかと云ふことを考へて御居でなさるか、私の考へまするには斯の如くになりますが御參考の爲めに申すのであります、大變に區別があるのです、ドウ云ふ區別かと云ふと假出獄とか賞票を貰ふ時分には、四人は餘程喜ばなければならぬ筈である、隨て餘程感動しなければならぬ、然るに其日の教誨は餘程能く出來たとマア斯う假定する、吾々典獄が傍らに聞いて居つてすら感動した斯ふ假定する、然るに四人が一すも感動した摸様がない、普通の教誨の時すら涙を落して居る者が假出獄の時分非常に熱心に教誨されたにも係はらず少しも感じて居ない、實際あるですあなた方多年御經驗でありますから其邊の御注意はあらうと思ひますが私は確に注意して居る、ドウモ今日の教誨は非常に宜かツた所で四人は餘り感動しない感動しないから私は非常に不審に思ツた、之は實に容易ならぬ話である、ドウして感動しないかと云ふに賞票を與れたことを喜はない一の證據ではなからうかと思ふ、假出獄で出て行く彼奴は役人に始終阿諛を吐かして居ツた役人の居ない間に始終犯則して居る、彼奴が始終犯則して居ることは四人同志が見て居る、然る所役人に能い加減の事を吐かして假出獄を得たのである此典獄は不適當の者に假出獄を許すは甚だ怪しからぬと云ふことを四人が頭に持ツて居るからして、幾ら教誨師が骨折つてやツても少しも感ずる譯はない、必ずあの賞票なぞの時に能く氣を付けて御覽なさいキツトさう云ふことがある、普通教誨も賞票假出獄の教誨と同一の注意をして居るは大變な間違である

右申す事の如きは後に非常に參考になる、ソンナ事は看守諸君か非常に注意して與れなければならぬ、實に肝心の注意です、所で一向注意しないのみならず注意の區別を知らない人か中にあつたのですが、右の通りの次第で大變困つたのです、爾來種々様々に訓練してあるです、大變御話が長くなりますが實は斯ふ云ふ經歷話を致しますと凡そ三時間ばかり御話しませぬと盡きませぬから後に有益の御話をなさる御方もありますから一寸御話を切つて飛越へて御話したいことは此役人と云ふものは相撲取りの上りと同しことで後とで潰しが効かぬと云ふことを能く人は言ふ、役人して居るは宜いか罷めると潰しが効かない、成程さうであらうと思ふ例へば法律を學んだ人は裁判官か辯護士或は三百代言それから警察官も潰しは効かない私も長くやつて居ましたが實際効きさうもないそれからして司獄官はどうかと思ふた、矢張潰しは効かないかと思ふて居ツた、然るにさうでない私は司獄官の潰しの効くことを發明したです、私の一身に取つてはあなた方に御吹聽するまでのことはないが、私一身に取つて大發明をしたの御承知の通り、監獄には種々様々研究すべき問題は山の如く目前に迫つて居る、それでありますから苟も熱心に研究して奥義を極めさへすれば政治家にもなれ、立法者にもなれ、商業者にもなれ、算盤も持てる百姓にもなれる、機織にもなれる、澤山あるのです、けれども研究しないから今日まで泰平の夢に眠つて居つて研究しないて自ら價値を潰ぶして仕舞たのである、今申す如く監獄には殆と際限なく研究すべきことは澤山ある、それを研究しないから自ら潰しの効かない様にして仕舞ツたのではないかと斯う私は思ふ、デ將來御互が潰しの効かない人間にな

らない様にしたいと思ふ、ア今日まで數十年間監獄に御從事なさる內で万々一潰しの効かない御方があつた時分は地金は餘り褒めた地金ではあるまいと思ふ、恐らく諸君も御同感であらうと思ふ（拍手）金が惡るいに違ひないそれでは困るドウか願くは是から益々奮發して自分の研究を始めると御互が愉快に此職務が執れると私は考へる、抑今我監獄は如何なる時であるか、此監獄はドウ云ふ場合であるか、諸君の御考を聞きたいと思ふ、私の考へまするには非常な時ではないかと思ふ、非常な時には非常な人を要す、御互が非常な時に當つて此監獄に身を投じて居ることは餘程愉快であり且つ名譽であらうと思ふです、將來先づ御互に大奮發して自ら進んで非常な人にならうと云ふことを誓ひたい、是今私があなた方に御話をする所の骨子であります、終りに臨みまして此監獄の爲めに諸君の益々健康にして且監獄に熱心のことを祈ります（拍手）

○孰か監獄を目の塲所と云ふ

早崎春香君

（於神奈川縣監獄講話會）

御話するのは己れの欲する所、人に施すと云ふ倫理の原則に依て諸君に御話するのは、聽かれる諸君はチト御迷惑か知れませぬが强ち無益のことはゝ思はない、少し御話が滑稽染みて居りますが私は數年以前或田舍の狹い下宿屋の二階の一間に生活致して居りました、其時分に恰も私と境遇を同じくする所の一の教育家がございまして、其教育家が私に話をするのに、此人間の禮式は隨分面白い歷史がある、さうして今日の禮式法になつたものである、斯う云ふ話を致したことを今に記憶して居ります、其次第はドウ云ふことかと聞いて見ると、人間の禮式の初めは、座禮であつた所謂立禮の反對で、座つて禮式をするのであつた、それで途中二人遇ふときは互に先づ地上に座つてさうして正しく禮を表するものであつた、是は北海道を御歩るきになつた方は今でも北海道の「アイヌ」は互に地上に座つてさうして禮を表することを御存じだらうと考へる、成程實際であるか虛說であるかそれは分りませぬが人間の凡ての事が至ツて簡單でさうして人の言葉が優長であツて時間の貴といことを知らない時代には或はさう云ふ鄭重の禮を行ツたらうかと思はれる、所で人文漸く進んで世の中の事が忙がしくなツて來て見ると中々會ふ度に地に坐ツてさうして鄭重に禮式などをして居ては時間が費へて仕方がない、今度はそれが立禮となツた——立ち乍ら禮をする、立ち乍ら禮をするが是も亦屢々階級を經たものであツて、初めは腰を丁寧に折ツてさうして御辭儀をする、それも無駄だと云ふので今度は唯頭を下げる、それも面倒だと云ふので今度は帽を脫するそれも無駄だと云ふので今度は唯手を擧げる、是も暇潰れと云ふので唯注目すればそれで濟むことになツた、之が今日の禮法である、斯う云ふことを聞きましたが、其當時は唯其教育家の一の滑稽談に過ぎないものとして聞流しで居りましたが、監獄は目の塲所であると云ふことを讀むに當りまして、恰ど此禮式の進歩の模樣と監獄の進歩の模樣と似寄ツた所がありはしまいかと云ふことに就て面白味を感じて居りますのです、それはドウ云ふ譯かと申しますると、私は至ツて經驗がありませぬし又學問もございませぬから此監獄の歷史は能くは存じませぬけれども、察する所幕府時代の監獄は獄具の時代ではなかツたらうかと思はれる、獄具の時代と申しまするは器械で囚人を私の演題は爰に掲げてございまする通り「孰か監獄こ目の塲所と云ふ」のと云ふで、チトむづかしい問題でございます、私の意見を陳べまする前に、此問題の說明を少しませぬと、誤解を免かれない問題であらうと自ら信じます、孰か監獄を目の塲所と云ふ」と云ふと、監獄は目の塲所でないと云ふ意味に解すそのが或は正當かは知れませぬが支那の書物に「孰か美齊公を直と云ふ」と云ふ言葉がつて美齊公は直の人間であるが、アレを直と云ふたは誠に能く言顯したものだと云ふ解說があつた様に覺へて居ります、私は其說を信ずるものでございますから其說の當否は存じませぬが、此演題の意味は監獄を目の塲所とは誠に能く言顯はして居るを云ふ意味でございますから前以て左樣御含みを願ひとうございます

私の諸君と共に我監獄の祖師と仰ぎ最も敬愛する所の小河先生の著はされたる獄務要書、之は基督信者の「バイブル」に於けるが如く門徒の御文章に於けるが如く諸君が朝夕愛讀せらるゝ所の獄務要書の內に「監獄は目の塲所である」斯う云ふ簡單なる一句ではございまするが、此單語を學び得て私は頗る趣味を感じましたから、自分の面白いと感じた事を諸君に

酷めて遣るとか苦めて遣るとか云ふ樣なことで器械が働いて居ッた時代ではなかッたらうか、それから明治の監獄となりましても或は足の時代ではなかッたらうか斯う思ふ、どうでせう此看守の足の働いた時代はありますまいか、靴で囚人を蹴飛ばした時代は無かッたでありませうか、それから其時代が過去ッて今度は手の時代となッた囚人を撲ッた時代は恐くはありは致しませなかッたらうか其時代が過去ッて唯今はドウ云ふ時代でございますか、是は諸君と共に大に研究すべき所と考へまするので、獄務要書に據りますれば日だの舌だの所謂口舌と云ふものは半錢の價値もない、斯う教へてあるのです、モウ目の時代にまで進んで居りませうか私の觀察致しまする所に據りまするとか或は半錢の價値もない所の口舌時代ではなからうか遺憾なから斯う云ふ觀察を致して居ります、喋べッては宜しふございませうが極く無遠慮に眞ッ正直に私に言ふことを御許しになるならばだ短慮なる司獄官が夜半臥床に在ッて手足の時代を夢みて居る時代ではありますまいか、私の觀察する所では今公言致しまする所のものでございますが若も諸君がそれはお前の無經驗で皮想の見解に過ぎないのだ、モウ監獄は手足の時代は愚か口舌の時代は疾くの昔過去つて仕舞つて、今は目の塲合にまで進んで居るのだ即ち斯う云ふ工合に進歩したる有樣であッたならば私は此不辨舌を以て諸君の前に演說をする必要は決してない必要がないのみならず、若我日本の監獄が目の塲所にまで進んで居るならば諸君と共に日本の監獄は萬國に比類なき進歩を致した、モウ監獄改良も其極度に達したと、斯ウ云ッて萬國に誇ることが出來やうと考へます、デ若も不幸にして私の觀察する所が事實に當ッて監獄がまだ目の塲所にまで進んで居なかッたならは是非監獄は目の塲所にまで進めないじやならないです、それを目の塲所にまで進めるには如何致したら宜しうございませうか、是か頗る難問題であらふと私かに心配致します、其方法は巧みの方法は考へたならば幾らもございませう、ございまうかなれども、此巧みと云ふことが私は監獄には大禁物であらうと斯う考へる上手な方法、囚人を甘く欺ます方法囚人を甘く待遇ふ方法、ソンナ樣な方法は幾らもありませうが、それでは唯一時のことに止まッて精神的監獄は目の塲所には分らない、其分らない所からして世人が此司獄官を昔の半番視するのは何かソコに吹聽する者がなくちやならぬ、今日の實際の有樣は監獄から放免せられた所の者が監獄に這入ッて酷い目に遇ッたと云ふことを吹聽する結果ではありますまいか、若も實際に此監獄が目の塲所にまで進歩致しまして、而して此司獄官の親切なる有樣を有の儘に放免された者が世人に吹聽するならば、世人の同情は此方からから望まないでも、自から集ッて來やうと斯う考へられます、それならば其の囚人をして司獄官に頼らしむると云ふとはドウ云ふ具合にやッて行くのか斯う云ふ疑問が起りますが、是が誠に困難であッて、さうして所謂口に言ふことも出來ず筆に書くことも出來ない程むつかしい問題と私は思ふ、勿論斯く申上る私の如き一夜造りの司獄官ではむつかしい、之には才智も要らなければ學問も要らない唯第一に慾しいのは多年監獄に職を奉ぜられて經驗に經驗を積重ねてさうして鍛へ上げたる其精神一つ、是が最も大切であらうと考へる、御參考にもなりますまいが私の署に看守拜命以來二十年間終始一貫で脇目も觸らず引續き看守の職に在る所の者が一人居りますが

まで進んだとは言へまい斯う思ふ、恰ど頑是なき兒女が嚴父の目色を見てお父ッさんの目が光ッたから悪戯をしてはならないなッて仕舞ふ樣でなければ監獄は目の塲所ではないでございませう私の考へる所では恰ど頑是なき兒女の嚴父に於けるが如くするのは第一此囚人と云ふものをして司獄官に頼らせしめないではなるまい、斯う思ふ、囚人は果して司獄官に頼ッて居りませうか眞に囚人は親とも兄弟とも頼み、好し信徒が神佛と頼む程までに至らないでも儒教の者が孔子を尊敬する位の程にまでは往かないじやなりますまいが若さうなッて居るならば眞に目の塲所であッて口舌も何も要らない理屈である、デ私を初めとして治獄の局に當る者は口を開きますると能く世人が罪惡矯正に同情を寄する念慮が誠に薄い冷淡だ、斯う云ふて嘆息致しますが、此世人が冷淡であるのは寧ろ人司獄官が囚人に同情を寄する念慮が冷淡である所の反證ではないか斯う思はれる、それは恰ど極く有の儘に申上げまするとと、監獄から放免せられてさうして監獄の内部の模樣を吹聽するものは先づ善良の者にはない、さうして此監獄の内部は誰か其内部の事を吹聽する者がなければ世

其看守は唯今病監に使ッて居ります、凡そ四人を遇するに困難の事は何れも困難でございませうが、併しながら病囚を遇すると云ふことは諸君御實驗上隨分困難でございませう、所で此看守に限ッては何れの病囚も皆歸服して居ります二十年間……是は何ひますするに歐米文明諸國の實例に照して見ますれば物の數でもございますまい、なれども我日本の監獄に致しましては誠に珍らしいのでございます、其多數の病囚が一人として歸服しない者はないと云ふ樣にございますのは全く二十年間經驗に經驗を積んだ結果であらうと斯う考へますので、其點に於きましては私の如き新參者には位置こそ異ッては居りますが師表と致すに足り樣と斯う信じて居ります先刻も有馬典獄とも御話致しましたがドウも此人間と云ふものは經驗のある事には非常に勇氣のある代りに經驗のない事には非常に後れを取るものだと斯う云ふ御話を致しましてございますが、ドウしても此罪惡矯正、監督を目の場所にまで進めると云ふのには經驗が先立たないじやなるまいかと考へます、茲に此經驗に就きまして少し注意を要しまするのは、經驗々々と申しまして唯多年監獄に職を奉するまでゐたならば所謂磨かない玉と同じに、幾年經ッても之は光は出まいと斯う考へます、今私の所に二十年間勤めて居りまする所の看守です、此二十年間勤めました點丈けは私は師表と爲すに足りる丈け尊敬致しますするが、尙之に欲しいのは今少し讀書の力それから宗教の志想、是丈を加味して貰いたい、書物を讀みますると自から志想が新たになりますから時勢と共に押移ッて行く利益がある代りに少し突飛になる事實はあります、併しなから磨かない玉よりは矢張磨いた玉の方が善い譯になりますから、ドウしても此經驗と云ふことに書物を讀んでさうして磨くと云ふことは極く必要であらう、それから其次に宗教の志想、元來此罪質に依て種々でございませうが、私の考へまする所では早く申しますると賊盜犯、俗語で申しますると盜み精神、之はドウも俗の人間の力で其精神を改むることが出來るものや否や今日まで未だ確かなる說を調べ得ませぬで居ります私に取りましては疑問に屬して居ります、此點に至りましたならば矢張宗教の志想が少しは加味して居りませぬと善良の看守と云ふ譯には往かない、或は缺點が出來やしないか、斯う思はれます、ア此方へ參りまして伺ひますると此方からでは此看守諸君の人員が定員に滿ちて居ると云ふことでございます、之は私かに考へるのに私の心配致しました樣なことは疾く心配せられてさうして各看守諸君が御銘々に長く其職に居なくては罪惡矯正と云ふ樣な高尙な事業は爲し遂け得られないものだと云ふことを御悟りになりまして一意專心其職に留まられる結果であらうと斯う考へまして私かに羨ましく思ッた所であります、諸君に對しましてはチト出過きかも知れませぬが御互に世間で所謂人爵——人爵の名譽なり金銀財寶なり幾ら溜めて見た所で、幾ら身に着けて見た所で此世限りの僅かの間に過きませぬから斯う云ふ物には目の眩むことなく唯一意專心罪惡矯正と云ふことに從事せられたいことゝ切に希望致します、親愛なる諸君如何に志はあッても身体が弱くては何も出來ませぬ、今此演壇を降らんとするに臨みまして諸君の御健康を祈ります（拍手）



看守免職懲戒者紹介

●奈良縣通信

三十二年八月十六日懲戒免職　奈良縣生駒郡明治村大字福貴畑　前川　伊藏

同年九月一日同前　同縣奈良市大字手具　前島　米吉

同年九月十一日同前　同縣宇智郡五條町大字五條　小原益太郎

同年九月十八日同前　同縣生駒郡富郷村大字眞弓　中野源太郎

同年九月廿九日　同縣吉野郡吉野村大字飯貝　川本　龜藏

●大阪府通信（明治三十三年九月中）

滋賀縣東淺井郡湯田村平民　看守　大依安太郎

大阪市北區老松町二丁目平民　同　森島立太郎

德島縣美島郡半田村平民　同　結城　龜雄

廣島縣廣島市字觀音村士族　同　伊藤　盛人

兵庫縣揖保郡御津村平民　同　平野　富吉

香川縣多摩郡善通寺村平民　同　豐澤竹次郎

大阪市南區松屋町平民　同　安達　虎吉

大阪府泉南郡湊村平民　同　川端才次郎

富山縣氷見郡久保村平民　看守　橋本泰流
香川縣寒川郡鶴羽村平民　同　木村助一
大分縣大分郡松岡村平民　同　龜野太郎吉
大分縣速見郡別府町平民　同　高橋敎宣

讀書感

書籍は吾人の最良敎師にして而して吾人に報酬を加へず、吾人を怒罵せず又吾人に金錢衣類を要求せざるなり、試に書籍に接近して其容貌を窺へ其常に孜々として疑問に答へんと準備しつゝあるを知らん、故に汝、若し之に問はゞ毫も隱蔽する所なく汝若し誤解するとも毫も不平を唱ふることなかるべく、汝若し無識なりとも毫も汝を笑ふことなかるべし

故に書籍は少年を誘掖し老年を樂ましめ無聊を慰め、徒然を消し人事の煩累を忘れしめ苦慮と情慾とを和らげ失望の積雲を散ず、吾人若し偶事に觸かば退いて書籍に面して古英雄を訪問せよ古英雄は其交際對話中に毫も傲慢の色を顯はすことなく毫も城壁を設くることおきなり

雜報

○地方高等官俸給令改正の議に就て

（愈々典獄俸給も增俸せられんとす）

監獄改良の今日、典獄の人物を精撰し良智良能の人才を採用するの必要あるは今更予輩の贅辨を待たざる所にして今後、監獄改良の主腦となり此重任を負荷するに足るべき良典獄は現行の俸給範圍内に於て得易からざるは識者の夙に諒とする所にして予輩が曾て典獄の增俸を云爲するもの亦決して偶然なりとせず、宜なる哉輓近聞く所に依れば政府は今回地方高等官俸給令を改正し同時に典獄の俸給をも增加せんとの議ありと云ふ、而して今回の改正案は果して如何なる程度迄典獄の俸給を增加せらるべきやは予輩茲に明言するを得ずと雖も現行の典獄俸給は書一固定の職給制にして只三府五港又は師團所在地に限り特例を開きありと雖も是れ又多くは固定職給制にして治績の擧否、又は年功の如何に依り俸給增加の途絕て之れあるにあらず（昨年十一月官制の改正に依り年功加俸の制を設けられたりと雖も未だ此恩惠に浴せしものなければなり）從て從來の實驗に依れば苟も治績人物の比較的顯著なる者ありと雖も其任地を換ふるにあらざれば增俸の手段なきより動もすれば即ち其治績漸く擧らんとして忽ち拔擢せられ指定地方に轉せしめらるゝより將に改良施設せられんとせし計畫は主腦たる典獄の轉任易置に依て或は趄趄逡巡し遂に監獄改良の良結果を奏効せしむる能はざるに終るの止むなきに至るは、要するに固定職給制の罪にあらざるはなし、是れ即ち從來監獄改良の聲の熾盛なる割合に其治績の赫々たるもの絕無稀有なるに依らずんばあらざるなり、然るに予輩之を歐米文明國の例に聞くに彼れ外國に於ては三年、五年は愚か十年若くは數十年の久しき然かも始終同一監獄の典獄として在職し敢て他に榮達名譽の地位を希求せざると云ふに比すれば實に雲壤の差ありと謂はざるを得ざるなり、然り而して監獄行政の性質如何と觀察すれば結局老練なる精力と、熱誠なる同情を彼等罪囚に傾注するにあらざれば爰ぞ能く監獄の改良を圖り缺點多き彼れ等の罪惡を改善矯正するを得んや、依是觀之も監獄の首長たる典獄の地位は飽迄も牢固晏然の位置に措き亦飽迄も其職務に對する俸給を豐かにし以て久しく其職務に老練誠實ならしむるにあらざれば到底其奏効を顯著ならしむると能はざるに職由せざるはなし、是れ即ち歐州文明國に於ける典獄の位地を終身官とし亦其俸給待遇を厚ふする所以にして、如此して而して能く監獄の改良を今日の域に促進せしめ得たるに外ならざるへきを信す、今や政府か地方高等官の俸給令を改正し典獄の增俸を遂行せられんとすと云ふを聞くに其最低最高額は姑らく之を措き現行の職給制を改め階級制とし亦其內に就き本俸、職務俸に別ち、本俸は在職年功並治績の擧否に依て之を區別し、職務俸は在監人の多少、事務の繁閑に依り各等差を付せらるへしと、事素より未發の風評に過きすと雖も果して予輩の想像にして大差なしとせは他日改正俸給令發布の曉に至らは從來予輩か深憂とせし諸種の弊竇は將に雲散霧消し以て良才良能は監獄に集まり永く椅子を我監獄社會に留むることゝなり結局我監獄改良事業をして圓滿光輝ある彼岸に達せしむること期して待つへきものありと信し予輩は一日も早く改正俸給令の發布を希望して止まざる所なり

○處罰執行中止の件に就て

（屛禁坐作の役は之を免するの限にあらす）

監獄改良の漸く進むに從ひ從來の法規先例は之れを改正變更するの要あるは是れ實に進步改良の現象にして決して怪むに足らざるなり、即ち左の通牒は亦以て從來の解釋を變更し先例を更正したるものなるへき乎

屛禁處罰の義に付監獄局長より一般に通牒　三十二年十月三十日

香川縣伺明治三十二年十月十八日

屏禁處罰中のもの免役の義は去る明治二十七年十月十三日付を以て宮崎縣伺に對し御指令の次第も有之候得共元來屏禁の罰たる離隔、獨居、科役の三要素を具備して初めて屏禁罰を構成するものにして此一を缺くときは懲罰の性質を變するものなれは大祭祝日と雖も感化上の必要に依り特に懲罰を免し或は其執行を中止する場合を除くの外當然免役せしむへからざる義と被考候前顯果して免役せしむへからざるものとすれは受罰中の科役日數は無論現役一百日に算入せざる義と心得可然哉此段併せて相伺候條何分の御指令を仰候也

監獄局長通牒　明治三十二年十月三十日

本月十八日付を以て屏禁受罰中免役の義に付御伺出相成候處右は御申越の通り免役日に際しては感化上の必要に依り懲罰を中止せしむるの外免役せしむへからざる義に有之且後段は御見込に有之候條此段依命及通牒候也

右香川縣伺書中明治二十七年中宮崎縣伺出に對する指令に依れは丁喪中は懲罰を中止するの限りにあらすと雖とも屏禁處罰中の者は坐作の役を免し罰期に算入すへきものとし尚屏禁中の日數は現役一百日に算入すへき義にありしを今回の通牒に依り正解に復せられたるなり

因に記す本文香川縣伺書にも明記せる如く大祭祝日又は丁喪の日は感化上教誨訓諭を施すに好個の機會たるを信するを以て便宜之れか爲め一時懲罰を免し又は中止せさるへからさるは素より止むを得さる事實たるを以て其結果屏禁に就ては坐作の役を免するに至るも亦素より差支なきこと勿論にして且屏禁中の日數を現然百日中に算入し來りたるは要するに懲罰の撫成條件を以て服役と看做されたる曲解を正誤せられたるものと予輩は信するものなり

○放免時重病者留置の義に就て

（監獄に留置するも妨げなし）

在監人にして出監の際疾病に罹り危篤にして他に移し難き者は別房に留置し差支なき件は去る明治二十二年十月神奈川縣に及明治二十三年九月京都府に對し指令せられ而して其の留置中の費用は行旅死亡人取扱規則に準すへき事に一定せしに本年三月法律第九十三號行旅病人及行旅死亡人取扱法に依り行旅病人に準すへきものを規定せられたる本年六月内務省令第二十三號に明文なきを以て從前の指令は此法律の公布に依り消滅したるやの疑義を抱かるゝ地方も之れあり曩きに長野縣よりの伺出に對し九月十六日付を以て監獄局長より一般に通牒せられたるものを擧くれは左の如し

長野縣伺　明治三十二年九月二日

明治三十二年三月法律第九十三號行旅病人及行旅死亡人取扱法第一條に基き同年六月御省令第二十三號を以て行旅病人及行旅死亡人に準すへき者を規定せられ候處在監人にして放免の際重病の爲め出監する能はさる者なる者に準するの明文無之候に付ては經令重

病患者にして一時監内療養を請ふ者ありと雖も之を許容するを得さるは勿論の義に候得共萬一之を移送するか爲め生命を絕つに至るか如きこと有之候ては憫然の至に付醫師に於て重患にして移送し難しと認むるものあるときは行旅病人に準して一時監内療養を許容し之に關する費用は法律第九十三號御省令第二十三號に依り其傳染病に罹るものは明治三十年法律第三十六號傳染病豫防法同年御省令第十一號同施行細則に依り處理不苦候哉右は事實養生の典有之候條至急何分の御指揮を仰き候此段相伺候也

監獄局長通牒　明治三十二年十月十六日

本年九月二日付を以て在監重病者取扱方の件御伺出相成候右は重病者にして出監せしめ難き者は一時監獄に留置するは差支なしと雖も其費用は明治三十二年法律第九十三號行旅病人及行旅死亡人取扱法に依り其傳染病患者にして貧民なるときは明治三十年法律第三十六號傳染病豫防法第二十二條に依り各其費用より支辨すへきことに決定相成候間此段依命及通牒候也

○懲治人親屬交付に就て

（當局者の研究を待つ）

監獄則第三十六條に依れは懲治場に在る者にして疾病に罹りたる者は情狀に依り其親屬に交付することを得とある法文は從來未だ曾て其適用せられたる實例を聞くこと絕てなかりしが予輩の想像する所に依れば是れ畢竟當局者の之が適用に迂なるにあらずして實際に於て本文の親屬交付を必要とする情狀の之れなきに依るは勿論なりと雖も從來の經驗に依れば本條の明文は殆んど監獄當局者の間に遺忘せられたるが如き傾きあるは政府立法者の頗る遺憾とする所にして予輩も亦深く意を茲に留めざりしなり曾り監獄當局者の間に遺忘せられたるは姑らく措き監督官廳たる主務者も亦懲治人親屬交付に關する手續を規定せられたるものなきは予輩の窃かに遺憾とする所なり親屬交付に關する手續とは即ち本文の適用は典獄限りと之が交付を許すへきものなるや將た疾病中親屬に交付したるときは其交付期内は懲治期限に算入するや否又疾病回復の時は別に留置命令書等を要せず再び懲治場に留置するとを得るやに付何等の法規なきこと是れなり（最も明治十九年内務省令第十九號を以て假出場規則なるものを規定せられありと雖も監獄則第三十六條の親屬交付とは關係なし）然るに此頃或地方の典獄より右親屬交付に關する手續に就き其筋に問合されたる回答なりと云ふを聞くに右は別に何等の法規なしと雖も懲治中の疾病者を親屬に交付するには典獄限りと之を許容すへきものにあらずして監獄の直接監督官たる廳府縣長官の認可を經るを要し疾病回復後は再び入場せしむへきは勿論、交付中の日數は懲治期限に算入せざる性質のものなりと云ふにあり右は左もあるへき事にして予輩を以て之を見れば此場合に於ては親屬より保證狀を徵し置き一面所管警察署に通報し交付中も常に病狀を視察せしめ時々報告を徵すへき等の注意を以て監督せらるへき譯柄のものならんかと想像せり、然りと雖も或る說に依れば今日、改良せられたる監獄に在て

は寧ろ本條の規定は適用の必要なきのみならず第三十六條の末段は畢竟明治十四年の監獄則に所謂情願懲治者に對する除外例にして依然現行監獄則に因襲せられたるは或は立法者の注意の足らざるに出でたるものにして今日に之を適用するの要なかるべしと云ふになり、何れにせよ此所當局者の研究を要する價値ある問題なるが如し識者以て如何と爲す

○再入者の初入者に準へき者の工錢に就て

（施行細則第四十七條但書參看）

監獄則施行細則第四十七條を以て定役に服する四人の工錢は初入再入に依て其給與の割合に等差を立て其但書に於て再入者にして初入者の例に準することを得る者は刑期一年以上を經過し、作業に勉勵するの二條件を具備するを要す、然るに茲に此但書に依て再入者に對し初入者の例に準し工錢を加給するものありとせん、爾後作業に勉勵せざるのみならず行狀亦不良にして懲罰を受くるとあるも之を褫奪することを得さるか如き見解を採るものありと雖も加給は素と賞與的且恩惠的給與に出てたるものたるは勿論なるを以て例令褫奪即ち再入者の例に復舊し得るの明文なしと雖も之を復舊し得るの精神たるは素より毫も疑の存すへきなしと某當局者は云へり、予

盡も亦然かなかるへからざるを信するものなり

○勘査期短縮に就て

明治三十年二月內務省訓令在監人行狀勘査及賞譽規程に依れは行狀方正なるものは各勘査期を其半に迄短縮することを得との明文ありて該條文に依り勘査期短縮に付規定の全勘査相當期限を半減し即ち第一期相當期限を以て第二期の終期となし賞表二個を與ふるも差支なかるへしとの誤解を抱くもの之れなきにあらすと云ふ、果して然らは是れ實に誤解の甚しきものにして賞譽規程に所謂短縮の方法は畢竟各勘査期の半を以て一期となし賞譽することを得るとの精神に過きすして言はゝ短縮後の各勘査期の後半に對する行狀勘査はホンの參考的勘査にして賞譽を行ふ必要期間に算入せすと云ふにあり、故に如何に各勘査期を短縮するも一期相當間に一回以上賞譽と行ふへき性質のものにあらすと云ふを以て正解とすと謂ふ

○父母の命日教誨の義に就て

（施教誨の爲免役せしむるは差支なし）

父母の丁喪に三日免役せらるゝことは監獄則第十八條の規定する所にして要は唯親子骨肉の情義に出でて卓悼の意を表せしむるの恩惠主義に出でたるは素より論を待たさる所なり、然るに改正監獄則は免役日以外に於て內務大臣の認可を經て臨時服役を免ぜしむることを得るとの明文を設けられたるより進んで父母の命日に丁るときは一日間免役せしめたしとの趣旨を以て此頃伺出られたる向ありと云ふに其筋に於ては命日なれは迚免役せしむることは表面上穩當ならすと雖も當日は教誨訓諭を與ふるに得易からざる好機會なるを以て充分教誨を施こす爲め服役を免するに到ては毫も差支なき趣を以て通牒を發せられたりと云ふ

○釋放者領置貨物保管に就て

釋放者の領置貨物即ち放免時に多額の工錢を所有するものは本人の請願又は承諾を經て必要の旅費を除くの外、便宜、監署より居住地の町村役場に送金するの注意を須ゐるは出獄人保護上監署の盡すへき義務なりと雖も當該本人にして往々其居住地に復歸せさるより右金員交付方難取計旨を以て再ひ監獄署に却送し來るものありと云ふ、果して然らば此場合に於て監署は如何に之を處分するやの義に就ては從來當局者の間に問題となれる趣なるが右は逃走囚の例に準し滿一年を經て受取人なきときは監獄慈惠費に編入すへきものなりとの解釋を取るものなりと雖も右は決して慈惠費に收入すへきものにあらざるのみならず供託規則に依り供託し得へき明文なきを以て保管金規則に依り金庫に保管預けとし三十年の期限を以て矢權とし國庫の所得とするの外致方なしと云ふ

○看守給助年金加算の件に就て

看守にして滿十年以上勤續し一旦退職の上年金證書を得たる者にして後日再び看守を奉職し滿一年以上勤續し退職したる者は再任後勤續年數に對する慰勞金又は更に年金證書を交付するや又は前後の勤續年數を通算し給助年金を加算するやの議に就ては現行の給助例を嚴解するときは加算支給の明文なきを以て各廳に給するを以て正解とすと雖も本問に對しては明治二十九年五月二十一日大分縣の伺出に對し前後の勤續年數を通算し年金加給すへき事に決定し一般に通牒せられたる例も有之旁々官吏恩給法の例に準し年金加給せられ可然義なりと云ふ、尤も目下改正案提出中の巡査看守恩給規則改正案は右通牒の如く加算支給すへき事に起草せられありと云ふ

○幼年囚授學補助囚撰擇に就て

（成績良好なれは相互の幸福なり）

昨年典獄會議に對し內務大臣より諮問せられたる內

に幼年囚感化上の必要の爲め温厚篤實の囚人を撰で同房せしむるの可否問題に就ては當時熾んに議論ありし所にして實務當局者は種々の實驗に依り強ち之を不可とするにあらずと雖も一朝其人物の撰擇を誤まれば言ふべからざる弊害を釀生せんことを憂ふると云ふにありて爾來今日に至る迄試驗的に之を實行したる地方さへあるを聞かざりしか近日聞く所に依れば京都府監獄に於ては四人中に適格の者ある趣を以て差當り幼年囚の授學補助として幼年囚教育の補助を爲さしめ其成績に依り尚篤と其行狀性質等を精察詳査し全房せしむるも差支なきやの問合に對し其筋當局者より其成績良好なるときは全房せしむるも差支なかるべしとの意見を漏されたりとの事なれは其後實行を試みられたるべしと想察せらる、事實果して之を試行せられたりとせば其成績の良否は予輩が當局者と共に之を聞かんことを欲するものにして當該監獄の當局者より我監獄協會に報道するの勞を惜むなくんば幸甚今試に參考の爲め該當撰囚人の罪質及同人履歴の概略を摘記せば左の如くなりと云ふ

罪質は證書僞造行使初犯重禁錮貳年四年齡三十二年にして曾つて尋常師範學校を卒業し爾來久敷尋常高等小學校教員を奉職し兼ねて種々教育に關する名譽職に就職したるものにして行狀方正、改悛の狀顯著なりと確認するに足るべき者なりと云ふ

○官吏休職減俸處分方の義に付通牒

本年勅令第六十二號官吏分限令を公布實施せらるるに就き休職並減俸處分に關し左の通、閣議決定せられたる旨本年八月四日付を以て内務大臣秘書官より一般に通牒せられたり、參考の爲め玆に全文を掲載しぬ

第一　文官分限令に依り休職を命ぜられたる者は同令第十七條及高等官等俸給令第十六條に依り當月分の俸給金額を支給すべきものとす

第二　文官懲戒令に依り減俸に處せられたる者其期限内に於て休職を命ぜられたるときは其減俸期限中殘額の三分の一を休職給として支給すべきものとす

第三　減俸處分の期限中俸給に增減ありたるときは處分當時の俸給に拘はらず總て其現に受くる俸給額に依り減俸すべきものとす

第四　休職者疾病に罹り其職に堪へざるに依り免官を出願したるときは文官分限令第三條第一項第二號前段に準じ之を許すことを得

又文官分限令に依り懲戒委員會に付せられたる者に對する處分方に付此頃内閣書記官長より左の通々牒を發せられたりと云ふ

文官分限令第十一條第一項第一號第二號に依り休職を命ぜられたる者懲戒委員會又は裁判所の繫屬を離れたるときは辭令を交付して復職を命ずべきものに有之候條爲御心得此段及通牒候也

參照文官分限令第十一條第一項第一號第二號の全文左の如し

文官分限令第十一條　官吏左の各號の一に該當するときは休職を命ずることを得

一、懲戒令の規定に依り懲戒委員會の審査に付せられたるとき

二、刑事事件に關し告訴若は告發せられたるとき

○大久保監獄局長の講演

（於警察監獄學校）

大久保監獄局長は北海道集治監及道廳監獄巡閲の爲め十月三日上程し行李匆々仝月十九日無事歸京せられ議會の開期切迫し局務多忙の折柄なるにも拘はらず警察監獄學校に臨み監獄科生徒に對し北海道巡閲中に係る視察の概況に付一場の講演を試みられたり、局長の出張は種々事情の許さざる所あり極めて短日數なりしにも關せず視察の周密なると將來囚徒殖民の考慮を要すべき點等を巨細に觀察せられたるは予輩の敬服に堪へざる所なり即ち講演筆記は本法論説欄に登載したれは讀者清讀の勞を惜むなくんは幸甚

○外國教師の到着

（本月廿五日横濱着の筈）

本誌前號の紙上に於て報道せし警察監獄學校外國教師クルーセン氏外二名は去月十七日彼地出發來航の途に上られたりしが愈々本月廿五日獨逸郵船にて横濱に到着せらるゝ筈なりと云ふ、右に付き山上警察監獄學校教授は之れが出向ひとして能々兵庫縣に出張を命ぜられ本月二十日出發せられたり、而して山上教授は神戸に之を待受けて同教師着の上は同船に搭乗し直ちに横濱に直行せらるゝ豫定なりと云ふ、尤も右教師着京の上は相當の家屋を捜索する間多分帝國ホテルに寄寓せらるべき豫定なりと

○教育會に於ける監獄茶話會

（出席人名は餘白なきを以て次號に讓る）

監獄茶話會は本誌前號の紙上に豫告せし如く監獄協會之が催主となり本月十一日（第二土曜日）午後一時より東京神田區一ツ橋通町帝國教育會樓上大講堂に於て開會せり、元來監獄茶話會は當局事務家警察監獄學校諸士、監獄科生徒諸君並内務省監獄局員等、一堂に會し所謂、會其もの丶名稱の如く官職位地の如何は敢て之を論せず歡話懇談し以て實務上の質疑は勿論、生徒諸君か日常聽講せられたる事實に對する質問應答等の便宜に供せらるゝの趣旨にして既往の如く識者の講話演説も又有益たること素より論なしと雖も今少しく胸襟を開き實話するの機會に利用せんこと一層斯道當局者の利益多かるへしとの議もありたるより旁々當日は講演に先ち三々五々谷々卓を圍んで懇談對話に時を移し終て左の數氏の講話あり散會したるは午後五時過なりしなり、當日の講話速

記は本誌次號に讓る

因に記す次號の茶話會は豫報の通、來る十二月第二の土曜日にして當日は早崎埼玉縣典獄の發題に係る死刑廢止すへきやの討論題に就き討論會を開くことゝなれり

講話者及演題左の如し

第一席　監獄に於ける看病と云ふ仕事に就て　埼玉縣監獄醫　吉田桑次郎君

第二席　監獄の花　監獄科第一種生(德島)松隈房吉君

第三席　監獄統一論　警視廳市谷監獄署　河野敎誨師君

第四席　免囚保護に就て　群馬縣監獄署　磐分敎誨師君

第五席　女囚に就て　內務屬　伊南於菟吉君

第六席　監獄と社會　監獄事務官　小河滋二郎君

監獄茶話會出席者氏名は次號

敘任辭令

十月七日
- 歷敘高等官七等　茨城縣典獄　野口謹造

十月七日
- 歷敘高等官七等　岐阜縣典獄　山崎正

十月七日
- 歷敘高等官七等　福島縣典獄　野崎宏

十月十日
- 敘正七位　北海道分監長　荒木賢愛

十月十日
- 敘從六位　宮城集治監典獄　畑一岳

十月二十日
- 敘正七位　新潟縣典獄　木名瀨鐵助

十一月七日
- 歷敘高等官六等　警視廳典獄　豊野胤珍
- 警察監獄學校幹事　中島幹事

叙任警察監獄學校敎授(敘高等官七等)

○正誤

本誌前號雜報欄內(六六頁)笠澤碧吟詠夢亡弟の超句誤々は誤々の誤植なり

○會告

(特ニ送金御取扱者御注意)

●本會々費ハ當月分ヲ翌月十日マテニ東京鍛冶橋監獄署藤澤正啓宛(協會用ト朱書シ)東京市四谷區四谷郵便電信支局ヘ御振込被下度候

●本會庶務ニ關スル事件ハ都テ東京市四谷區荒木町二十七番地日本監獄協會事務所宛御往復相成度候

●本會々員異動ニヨリ雜誌部數ノ增減ハ每月十日マテニ御報相成度同日ニ至リ御通報ナキトキハ前月分ノ冊數ヲ御送付可致モノト御承知被下度候

●監獄科在學中ノ生徒諸君ノ雜誌ハ便宜當方ヨリ直接同諸君ニ配付シ其部數ハ送本スヘキ內ヨリ控除致置候ニヨリ送狀ト送本部數ト符合セサルモノト御承知被下度尤モ會費ハ生徒諸君ヨリハ直接拂込ヲ受ケサルニヨリ該會費ハ所屬本署ヨリ仕拂ヒ相成度候

●來月茶話會ハ第二土曜日(十二月九日)午後一時ヨリ神田區一ツ橋通町帝國敎育會講堂ニテ開會ノ筈ニテ當日ハ「死刑廢スヘキカ」ノ討論問題埼玉縣早崎典獄ヨリノ提出モ有之候付御繰合參會相成度候

●前途斯社會ニ重望ヲ負ハル、第一期學生諸君ハ勿論其他苟モ斯事業ニ身ヲ委シ見聞ヲ有セラル、諸君ハ其抱負ヲ本誌ニ寄セ其惠ヲ會友ニ須タレソヤ本會ノ希望ニ堪ヘサル所ナリ

日本監獄協會

●舊監獄雜誌、監獄官敎科書、外國人拘禁處遇論、監獄英語必攜等ノ代金御延滯ノ個所有之整理上甚困難罷在候間此際全額速ニ御仕拂相願度候但監獄協會ヘ御送付ノ金員ト格別ニ御拂込被下度候尙又獄務要書其他當出版部ノ發兌ニ係ル書籍ニシテ監獄學校生徒諸君ノ御請求ニ應シ直接差出候代金ハ一切御仕拂ヲ得度候間學生諸氏及各監、署御取扱員ノ間ニ於テ無滯御通牒御送金相願候但本部出版ニ屬セサル書籍代金ハ現品引換即時御仕拂被下度願添候

出版主任　磯村政富

（毎月一回定期發行）

MAGAZINE
OF THE
PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. V. November, 1899.

CONTENTS.

Frontis Piece:—

Capt. Dreyfus in Prison.

Leading Article:—

The Payment of Prison Expenses from the National Treasury.

Essays:—

The Toshitake Okubo's Lecture on the Inspection of the Hokkaido Prisons. The Editor.

Count Itagaki's Prison Reforms. Masazumi Chigami.

John Howard (Continued). Kosuke Tomeoka.

Foreign Intelligence:—

a Letter to Mr. Kosuke Tomeoka from Secretary W.M.F.Round.

The Order of Saint Christopher. W. M. F. Round.

Protection of Released Prisoners and the Reformation of Juvenile Offenders :— Taneaki Hara.

Prison Notes:—

The Clemency of Gov. Kashiwada; Letters from Kochi and Okinawa.

Miscellaneous:—

Prison Visitors, a Lecture by S. Ogawa; The Reception of Convicts, by the Editor; Mr. K. Tomeoka's Reform School, by the Editor; The recent Lecture of the Minister of Justice, by Suō-Furuno; Interview with M. S. Ogawa, by the Editor.

Conference on Prison Matters:—

Thoughts on Prison Reform. Inchin Toyono.

Who advocates the Prison is a place Sight.? Haruka Hayasaki.

Notes:— etc.

明治三十二年十一月二十日

（明治二十七年二月廿六日遞信省認可）

發行人兼編輯人　礒村政富

印刷人　礒村兌貞

發行所　東京市四ッ谷區荒木町廿七番地　日本監獄協會

印刷所　東京市麹町區内幸町一丁目五番地　惠愛堂

（本誌定價一部金七錢）